

平成18年第1回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成18年3月7日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度本巢市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第5 議案第1号 本巢市教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第2号 本巢市国民保護協議会条例について
- 日程第7 議案第3号 本巢市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 日程第8 議案第4号 本巢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について
- 日程第9 議案第5号 本巢市行政組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第10 議案第6号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 本巢市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 本巢市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 本巢市自主運行バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 本巢市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 本巢市小規模授産所条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 本巢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 本巢市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第18号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第19号 本巢市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第20号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第21号 本巢市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第22号 本巢市市営駐車場条例の一部を改正する条例について

- 日程第27 議案第23号 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約について
- 日程第28 議案第24号 もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更について
- 日程第29 議案第25号 本巣消防事務組合格約の一部改正について
- 日程第30 議案第26号 西濃環境整備組合格約の変更について
- 日程第31 議案第27号 本巣市第1次総合計画基本構想について
- 日程第32 議案第28号 本巣東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第33 議案第29号 金原辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第34 議案第30号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第35 議案第31号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第36 議案第32号 工事請負契約の変更契約の締結について（本巣市防災行政無線（同報系）
設備設置工事）
- 日程第37 議案第33号 平成17年度本巣市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第38 議案第34号 平成17年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第39 議案第35号 平成17年度本巣市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第40 議案第36号 平成17年度本巣市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第41 議案第37号 平成17年度本巣市農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第42 議案第38号 平成17年度本巣市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第43 議案第39号 平成17年度本巣市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第44 議案第40号 平成18年度本巣市一般会計予算について
- 日程第45 議案第41号 平成18年度本巣市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第46 議案第42号 平成18年度本巣市老人保健医療特別会計予算について
- 日程第47 議案第43号 平成18年度本巣市簡易水道特別会計予算について
- 日程第48 議案第44号 平成18年度本巣市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第49 議案第45号 平成18年度本巣市公共下水道特別会計予算について
- 日程第50 議案第46号 平成18年度本巣市水道事業会計予算について
- 日程第51 発議第1号 本巣市議会政務調査費の交付に関する条例について
- 日程第52 発議第2号 地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美

7番 安藤重夫
9番 浅野英彦
11番 村瀬明義
13番 瀬川治男
15番 上谷政明
17番 大西徳三郎
19番 高橋秀和
21番 鵜飼静雄

8番 道下和茂
10番 中村重光
12番 若原敏郎
14番 後藤壽太郎
16番 大熊和久子
18番 戸部弘
20番 遠山利美

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
参与	溝口義弘	総務部長	土川隆
企画部長	高橋武夫	市民環境部長	島田克廣
健康福祉部長	宇野利数	産業建設部長	服部次男
		教育委員会	
上下水道部長	林賢一	事務局長	堀部秀夫
林政部長	藤原俊一		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内博	議会書記	今村光男
議会書記	杉山昭彦		

開会の宣告

○議長（上谷政明君）

ただいまから平成18年第1回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号13番 瀬川治男君と14番 後藤壽太郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（上谷政明君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月24日までの18日間とし、3月8日から3月12日までと3月14日から3月16日まで、3月18日から3月19日まで及び3月21日から3月23日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月24日までの18日間とし、3月8日から3月12日まで、3月14日から3月16日まで、3月18日から3月19日まで及び3月21日から3月23日までを休会とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（上谷政明君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告します。

報告をさせていただきます。

2月3日、第255回岐阜県市議会議長会が羽島市のフォーレ・ロマーノで開催され、後藤副議長とともに出席しました。会議の前に、美濃加茂市、可児市、飛騨市、本巣市、海津市の議長、副議長の新会員の紹介がありました。引き続き会議に入り、8議案の審議がなされ、原案どおり可決されました。次期18年開催地は美濃市に決定しました。

2月8日、第91回代議員会が全国都市会館2階大ホールで開催されました。平成17年度上半期

経理状況及び監査結果報告がされ、承認されました。引き続き会議に入り、市議会議員共済会定款の一部変更についてと平成18年度事業計画及び予算については原案のとおり可決されました。

2月14日、平成18年度第1回西濃環境整備組合議会定例会が、組合2階研修室で会期1日間で開催されましたので報告します。提案されたのは5案件で、監査委員に安八町の小川徳喜町長さんが選任同意されました。平成17年度一般会計補正予算歳入歳出総額17億7,297万4,000円とするものです。平成18年度一般会計予算総額は17億3,117万8,000円で、歳出の主なものは、焼却施設の定期修理工事が2億4,382万8,000円、スラグストックヤード建設工事が1億円、熔融炉建設時起債の元金償還が3億3,619万9,000円であり、いずれも原案のとおり全会一致で可決されました。

2月21日、平成18年第1回本巣市消防事務組合議会定例会が、消防事務組合で会期1日間で開催されましたので報告します。提案されたのは5案件で、平成18年度本巣消防事務組合分賦金の総額は7億8,405万1,000円で、本巣市の分賦金は4億4,168万円です。平成18年度一般会計予算

は歳入歳出総額9億23万5,000円で、歳出で主なものは、分署建設地購入費及び造成工事費用で9,157万9,000円です。すべての議案は全会一致で承認・可決されました。

会議等の資料をごらんになりたい方は、事務局にございますので、事務局長までお申し出ください。以上です。

次に、特別委員会からの報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告いたします。

議会だよりの第9号につきましては、2月1日付で発行し、皆さんのお手元に届いているというふうに思っています。掲載内容については、ごらんのとおり、11月29日の臨時議会、そして12月の定例議会の内容が主なものとなっています。表紙には、うすずみ温泉の雪景色と大野橋駅伝の競争風景、2ページからは、定例会で採択された意見書、9名の議員による一般質問、議決された議案の内容、委員会報告の順に掲載し、最終ページには、根尾小学校で行われた3世代交流会を紹介しました。

今回は、12月の22日、28日と1月17日、20日の計4回にわたり委員会を開催し、皆さんから提出いただいた原稿をもとに編集し、発行したところであります。

次回につきましては、今回の定例会を主な内容として5月1日に発行する予定をしています。

あわせてお願いしておきますが、議会だよりには、なるべく本巣市内のさまざまな風景の写真等を取り入れていきたいというふうに思っています。議会だよりの編集委員以外の方からも、そういう点で投稿がありましたら、積極的に提出していただきたいということを申し上げておきます。

以上で特別委員会の報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

20番 遠山利美君。

○20番（遠山利美君）

もとす広域連合議会から報告します。

平成18年第1回もとす広域連合議会定例会が、平成18年2月14日から17日までの4日間の会期で開催されましたので報告します。

今定例会に提案された議案は、もとす広域連合広域計画の変更に関するもの1件、条例制定案1件、条例改正案5件、平成17年度補正予算案4件、平成18年度当初予算案5件と、最終日に追加上程された監査委員の選任同意案の計17件で、いずれも広域連合長の提出でした。また、任期の申し合わせによる議長、副議長の選挙がいずれも追加日程として最終日に行われ、その後、平成18年2月22日で任期満了に伴う議会運営委員、各常任委員の選任が行われました。

まず、提出された議案について説明します。

広域計画の変更に関するものは、現在のもとす広域連合広域計画の計画期間が平成17年度末で満了することに伴い、引き続き次期5ヵ年の広域計画を策定することについて議会の議決を求めたものです。

条例の制定案については、地方自治法及び同法施行令の一部改正により、OA機器等のリース契約等の長期継続契約を締結することができる契約を定めるための条例を制定しようとしたものです。

条例の改正案については、次の5案でした。

まず、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案については、障害者自立支援法の制定により、地方公務員災害補償の規定についての所要の改正が行われたことに伴い、これと同様に改正を行うものでした。

また次に、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案については、平成17年度の人事院の給与勧告に準拠することを基本に、職員の給与構造について見直し等するために改正を行うものでした。

次に、老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例案については、介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法及び老人福祉法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでした。

次に、療育医療施設幼児療育センター条例の一部を改正する条例案については、障害者自立支援法の制定により、児童デイサービス事業に係る規定の見直し等、所要の改正を行うものでした。

最後に、衛生施設条例の一部を改正する条例案については、取扱業務の内容について、その根拠等を明確化するために改正を行うものでした。

平成17年度の補正予算案については、今年度の一般会計と三つの特別会計の予算について補正を行うもので、総額589万9,000円の減額となるものでした。

平成18年度の当初予算案については、来年度の全5会計の当初予算を定めるもので、総額55億7,394万6,000円で、対前年度比3億6,909万1,000円、率にして7.1%の増額となるものでした。

最終日に追加上程された監査委員の選任同意案については、議長、副議長と同様、任期の申し合わせにより、議員のうちから選任されていた村瀬明義監査委員が2月17日付で退職したことに伴い、新たに山本訓男議員を監査委員に選任することについて議会の同意を求めたものです。

提出された議案については、いずれも慎重な審議の末、原案どおり可決とされました。

次に、議長の選挙については、棚瀬悦宏議長が2月17日付で辞職したことに伴い、投票により選挙が行われたもので、不肖私、遠山利美が当選しました。全く未熟者でございますけれども、よろしく申し上げます。

また、副議長の選挙については、指名推選により行われ、議長の指名により、広瀬捨男議員が当選しました。

最後に、議会運営委員及び各常任委員の選任については、2月22日での任期満了に伴い、委員会条例等の規定により新たな委員の選任をあらかじめ行ったものですが、委員長、副委員長の決定については、委員会条例の規定により、現在の委員の任期満了後でないで行うことができなかつたため、委員の選任のみを行い、任期満了の最初に開催される各委員会において決定することになりました。

以上で、もとす広域連合議会の報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

皆さんに報告します。

議会傍聴規則第12条第4号により、新聞記者による議会内の写真撮影を許可しておりますので報告します。

続いて、行政報告及び所信表明をお願いします。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

行政報告を申し上げます前に一言御訂正をさせていただきます。先ほどのごあいさつの中で皆様方、新議会になられましてから第1回の定例会と申しましたが、12月の定例会もございましたので間違いでございました。御訂正をさせていただきます。

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、本巢市第1次総合計画の策定についてでございますが、本巢市総合計画は、平成16年度から策定に着手いたしまして、昨年7月に本巢市計画審議会に諮問をいたしました。その後、5回の御審議をいただき、計画案ができましたので、その計画案につきまして、2月20日の全員協議会において御説明させていただいたところでございますが、2月23日に計画審議会から将来像を実現するため、「自然と共生するまち」「快適に過ごせるまち」「こころふれあうまち」の基本理念

をもとに、重要性、優先度を勘案し、積極的に推進されたいなどの意見を付して答申をいただき、今議会に基本構想を議案として提出させていただいております。

今後、本巢市のまちづくりの将来像であります「自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち」の実現を図りますため、美しい自然と産業が調和した、心の豊かさと潤いに満ちた活力あふれるまちの創造を目指してまいります。

次に、本巢市行政改革大綱についてでございますが、行政改革大綱及び実施計画につきましては、昨年7月に本巢市行政改革推進委員会に行政改革大綱の制定について諮問をいたしました。この間、5回の会議が開催されまして、2月で改革案の審議が終了し、3月中には答申をいただく予定であります。今後、行政改革大綱及び実施計画に基づき、事業の推進状況の検証を図りますとともに、市民の創意工夫と民間活力を生かすため、民間にゆだねることが可能なものについては積極的に移譲し、市民の参画と協働の推進により、限られた財源の中で最大の効果を上げ、市民サービスの向上につながるよう努力してまいります。

また、行政の効率化を追求するのみならず、ますます多様化する市民ニーズや新たな課題に対しても的確に対応してまいらなければならないと考えているところでございます。

次に、本巢市コミュニティーバスの「もとバス」についてでございますが、もとバスは、昨年8月から10月までのバス停における乗降客調査の結果や市民の皆様を初めとする多くの方々の御意見を踏まえますとともに、バローとかモレラ岐阜等大規模商業施設の進出によりまして、路線の変更や1便当たりの所要時間の短縮などの見直しを検討してまいりました。

この結果、運行コースを大幅に見直し、東コースでは運行延長を35.1キロメートルから23.4キロメートルに、所要時間を103分から68分に短縮し、西コースでは運行延長を31.7キロメートルから25.7キロメートルに、所要時間を97分から70分に変更するとともに、運行回数を両コースとも3往復であったものを4往復に増便し、5月上旬から運行開始する予定でございます。

この「もとバス」の路線変更に伴いまして、もとバスの運行路線でありました「本巢地域南部」につきましては、福祉バス「ささゆり」の路線を変更し、平成16年10月のもとバス運行前の週2回を週3回運行することにより、地域の市民の方の利便性を確保してまいりたいと考えております。

また、4月29日のモレラ岐阜のオープンに伴いまして、4月15日から岐阜乗合自動車モレラ岐阜から名鉄新岐阜駅間を1日14往復、JR穂積駅間を1日6往復運行する計画でございまして、市内に新たに三つの停留所も設置される予定でございます。この名鉄新岐阜駅間の路線は、今のところ、北方・忠節線ということになってはいますが、市内の停留所はモレラと高砂にできます。それから穂積駅間につきましては、北方・穂積線という、仮になっておりますが、この線につきましてはモレラ、三橋、天神の3カ所に停留所を設けるという形になっているところでございます。

さらに、樽見鉄道につきましても、4月20日に新駅「モレラ岐阜」の開業式典を開催しまして、4月21日から供用開始いたします。これに伴い、樽見鉄道のダイヤを大幅に改正することとしております。

根尾地域の自主運行バスにつきましても、樽見鉄道のダイヤ改正に伴い、運行時刻の改正と一部

路線を変更することにより利便性の向上に努めてまいります。

新市建設計画の最重点プロジェクトの一つであります「安全で便利な公共交通ネットワークの確立」を目指してまいりましたが、コミュニティーバスの「もとバス」、樽見鉄道及び既存バス路線の見直しによりまして、日常の買い物や公共施設への移動が便利になり、交通アクセスは飛躍的に向上するものと確信しているところでございます。

次に、本巢市の防災対策についてでございます。

昨年12月中旬からの豪雪につきましては、気象庁において「平成18年豪雪」と命名され、全国での死者数は戦後2番目の140人に上がっておりますが、本巢市におきましても死者1名、重傷者3名、軽傷者1名、住宅の一部破損766戸、倉庫等破損271戸と本巢市山間地域を中心に大きな被害が発生いたしました。

12月24日に豪雪災害警戒本部及び現地警戒本部を設置し、建設業協会や市職員等のボランティアによる除雪作業が行われるなど、地域を超えた協力体制をとってまいりました。これは、合併前の旧町村では実施できなかったことであり、合併後、市民の一体感の醸成に努めてまいりました成果であり、改めてその重要性を痛感しているところでございます。

豪雨災害対策といたしましては、今年度、河川のはんらんや堤防の決壊などの水害における人的被害を軽減するための「洪水ハザードマップ」の作成を進めてまいりました。この洪水ハザードマップには、市民の皆様が安全に避難するために必要な避難所、避難経路上の危険箇所、緊急連絡先や避難時の心得などの情報を掲載しておりまして、3月末に各自治会を通じて配付する予定でございます。

また、地震災害に対する対策といたしましては、行政による公助のほか、みずからの地域をみずから守るための自助・共助が重要であり、市民の皆様が住んでいる地域の災害に対する強さや弱さを知ることが必要であります。このため、各地域ごとに震度6強の地震を想定した災害図上訓練を議員の皆様や地域の方々とともに実施をいたしました。今後、市総合防災訓練を初めとして、防災行政無線の整備など防災体制の強化を図ってまいります。

次に、瑞穂市の旧巢南町区域の本巢消防事務組合からの脱退についてでございますが、昨年12月14日に瑞穂市（旧巢南町地区）の本巢消防事務組合脱退に関する協定書が締結され、本巢市において、分署建設用地の適切な候補地を選定するよう要望が出されていたところでございます。このため、本市において4ヵ所の候補地を選定いたしました中から、消防事務組合において道路状況、土地の形状、緊急出動の利便性などを総合的に検討され、1ヵ所を選定されましたことにつきまして、2月21日の本巢消防事務組合全員協議会の場において報告をされたところでございます。

現在、地権者の承諾を得て農用地の除外申請中でございます。ことし秋ごろに許可がおりる予定であります。平成18年度に土地の買収と造成を行い、19年度に分署の建設を進める計画でございます。この用地取得及び造成工事等につきましては、瑞穂市負担金として平成18年度に計上されておりますが、今後、具体的な内容について検討を進め、市民が安心して暮らせるよう消防体制の整備に努めてまいります。

次に、アスベスト対策についてでございます。

弾正小学校で、ブロー室の天井と壁に吹きつけられた断熱吸音材から、含有率17%のアスベストが検出され、昨年末からアスベストの除去工事を進めてまいりました。既に2月22日に工事が完了いたしました。安全を期しますため、除去後の空気中のアスベストの飛散状況を調査する環境測定調査を実施したところでございます。環境測定調査につきましては、まだ結果が出ておりませんので、報告書が提出されましたら皆様方にお伝えをいたします。

次に、フェロシルトについてでございます。

土壌埋め戻し材のフェロシルトにつきましては、昨年12月に石原産業からボーリング調査の結果や撤去計画書が提出され、その内容につきましては、12月の議会において御説明させていただいたところでございます。

12月末には、現地において袋への詰め込み作業が行われまして、1月19日から搬出作業が開始されました。1日平均100トンの搬出が行われまして、2月末での搬出総量は3,147トンとなっております。2月末の搬出期限は既に過ぎておりますけれども、県は撤去期限の延長はしないで、石原産業に対して早期撤去を強く指導しておりまして、けさ9時30分に県庁からメールが入ったわけでございますが、石原産業の田村藤夫社長から知事あてのフェロシルト撤去に係る報告と今後の計画という形で、ちょうどけさの新聞にも出ておりましたのでごらんいただいたと思っておりますが、こちらにも送られて参っております。

これによりますと、撤去中の筆につきましては6月30日まで、未着手の筆につきましては7月31日までに撤去する旨、知事に計画書が出されているところでございます。今後、市といたしましても、県とも緊密な連携をとりながら、石原産業に対して早期の撤去を強く要望してまいります。

次に、モレラ岐阜の進出に伴う周辺道路の整備状況についてでございますが、本巢市の発注した工事につきましては、12月から1月にかけて豪雪があったものの、おおむね3月末で工事完了する計画でございます。一部舗装工事を次年度に繰り越しをいたしました。4月上旬にはすべて完了する予定であります。また、国道157号の交差点改良につきましても年度内に完了することとしております。

モレラ岐阜は、4月27日及び28日に内覧会的なプレオープンを開催し、4月29日にグラウンドオープンが予定されておるところでございます。

次に、ことし1月17日に本巢市と岐阜工業高等専門学校との間において締結いたしました地域連携協定についてでございますが、この協定は、本巢市と岐阜工業高等専門学校による「産業」「環境」「教育文化」「学術研究」について、相互に援助・協力を行うことを目的とするものでございます。

学校側の役割としましては、教育文化の分野で各種委員会や中学校委員会への委員の派遣や公開講座の実施、出前授業への講師派遣などを実施するほか、学術研究の分野では研究発表会や技術相談会などの実施、また産業分野では研究成果の情報発信、共同研究・受託研究の実施などがございます。

また、本巢市の役割としましては、岐阜工業高等専門学校が実施するこれらの事業に対しまして、事業の後援や広報、会場提供などの支援、関係団体との連絡調整などが主なものでございます。

次に、中部電力の根尾サービスステーションについてでございます。

中部電力のサービスステーションにつきましては、県内の26カ所に配備されていましたが、順次統廃合されまして、現在では6カ所のみとなっております。岐阜営業所管内でも根尾地域に1カ所のみとなっておりますが、ことし1月に中部電力岐阜営業所から業務量の減少や道路整備が進んだこと、電力自由化による効率経営の観点などから、3月末をもって廃止にしたいとの申し出がありました。

しかしながら、地域住民への周知期間が短いということから再度検討するよう要請してまいりました。この結果、自治会などを通じまして周知期間を考慮し、6月末まで営業を延長するとの回答をいただきました。中部電力といたしましても、岐阜営業所にサービスカーを配車し、停電・修理等に対応していくなど、住民サービスが低下しないよう万全の体制を期していきたいとのことでありますので、根尾サービスステーションの廃止につきましては、自治会を通じまして、また市広報紙等で周知をしてまいります。

以上、行政報告を終わります。

市政運営に当たっての所信表明ということで申し上げます。

18年度の当初予算につきましては、8日に全員協議会を開催していただくということになっておりますので、そこで詳しく申し上げるところでございます。

私が、市長に就任させていただきましてから、新市・本巢市の市政運営を信託されまして、本日でちょうど2年となりました。この間、国におきましては、「地方にできることは地方に」という方針のもと、国庫補助負担金改革、3兆円の税源移譲、地方交付税の見直しを柱とする三位一体改革による地方分権改革が進められまして、自治体を取り巻く環境は大きく変貌しつつあります。平成18年度におきましても、児童手当、児童扶養手当等の国庫負担金が引き下げられ、また税制改正により個人住民税の10%比例税率化が行われ、所得譲与税によって措置される見通しであります。

また、平成18年度の国の地方財政対策は、地方財政計画の歳出について「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」などに沿って、国の予算と歩を一にして見直すこととし、定員の純減や給与構造改革などによる給与関係経費の抑制、さらには地方単独事業の抑制を図り、これらを通じて地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図る一方で、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源を確保することを基本として地方財政対策が講じられているところでございます。

国の平成18年度の経済見通しは、消費及び設備投資が引き続き増加し、民間需要中心の穏やかな回復を続けると見込まれておりますものの、依然として地方財政は厳しい状況であり、本巢市の財政見通しにつきましては、固定資産税の減による市税の減少や三位一体改革による国庫補助負担金の減少、地方交付税改革などにより、歳入はさらに減少することが予測されるところでございます。

こうした中、本巢市のまちづくりの理念や将来像を描いた「本巢市第1次総合計画」の策定を進

め、「安全で安心、潤いと安らぎ、活力と発展」を目指したまちづくりの推進に努めるとともに、行政改革大綱及び実施計画の策定を進め、事務事業の見直しによる行財政の効率化を図り、健全な財政運営に努めてまいりました。

この2年間は、合併協議で合意された事項や合併前の4町村から引き継がれました各種の課題、懸案事項の解決に取り組んでまいったところでございます。総合計画及び行政改革大綱の初年度となる18年度が本巢市の本格的なスタートの年と考えておりまして、市民にとって真に必要な公共サービスの水準を確保しながら、市民が合併してよかったと実感できる施策を着実に推進してまいりたいと考えております。

平成18年度予算編成に当たりましては、限られた財源の効果的、効率的な活用を基本とし、取り組むべき行政課題の緊急性、重要性をゼロベースの視点で検証し、経常的経費の抑制や投資的経費の確保に努めながら予算編成をいたしました。

平成18年度一般会計の総額は145億円と、前年度当初予算に対しまして17.4%の減となり、また前年度の大規模商業施設・モレラ岐阜の進出に伴います周辺道路整備などの開発業者負担分の予算を除いた実質的な前年度対比においても12.6%の減と大幅に減少いたしました。これは、施設用地の取得、本巢中学校の改築、ストックヤードの建設等、大型事業の完了によるものでございます。

新年度の当初予算の大きな特色は、少子化対策であります。

昨年末の国勢調査結果の速報によりますと、本巢市の人口は微増傾向にありますが、県においては調査開始以来、初めて人口減少に転じ、国や各自治体においても少子化対策は緊急の課題となっております。このため、本巢市においても、少子化対策を重点に進めてまいりたいと考えておりまして、その主なものとしましては、まず一つ目に企業の社員に対する子育て支援対策について、官民一体となって取り組むための少子化対策企業懇談会を開催するものでございます。

二つ目に、未婚、晩婚は少子化の大きな要因でありますため、若者の出会いの場づくりとして、交流イベント「若者出会い支援事業」を実施するものでございます。

三つ目に、県の制度改正に伴い、市単独の児童医療費助成について、8歳の年度末までの児童を対象としておりましたが、これを12歳の年度末までに拡大し、次世代の子供たちの養育をより厚く支援していくものでございます。

四つ目は、第3子以降の子供に対して、幼稚園・保育園の保育料を無料化し、子育て家庭の経済的な支援を行うものでございます。

五つ目は、体外受精や顕微授精による不妊治療を受けている夫婦に対しまして、治療費の一部を市単独事業として、1年に10万円を限度として通算3年まで助成するものであります。

六つ目は、幼稚園の運営を市長部局に移しまして、保育園と窓口を一元化するものでございます。

七つ目は、児童福祉課を「こども大切課」に名称変更し、安心して子育てができるよう子育て相談と支援、児童手当、母子自立支援などの総合支援組織体制の確立を図るものであります。課の名称につきましては、子供を大切に、産み育てるための「思い」と「願い」を表すものでございます。

八つ目は、本巢市における幼児の教育及び保育のあり方について検討を進めますために、幼児教育検討委員会を設置するものでございます。

少子化対策につきましては、議員各位や市民の皆様を初め、特に子育て世代の方の御意見をいただきながら、新たな施策に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、当初予算の主要な施策につきましては、今回提案いたしました本巢市第1次総合計画の体系に基づきまして御説明を申し上げます。

初めに、自然に配慮した快適なまちづくりについてでございます。

本巢市の誇るべき美しい自然は市の宝であり、緑や水の保全を図り、循環型社会の形成と自然に配慮したまちづくり、公共交通機関の充実など、快適で利便性の高いまちづくりを推進するものであります。

一つ目に、京都議定書において日本の温室効果ガスを6%削減することとされておりますが、温室効果ガス抑制のための地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、森林の現況調査や森林施行区域の明確化、歩道の整備等を図りますための森林整備地域活動支援事業を実施し、国土の保全や水源涵養など、森林の多面的な機能の強化を図ってまいります。

二つ目に、平成16年度から整備を進めております西部連絡道路や市道各路線の計画的な整備を図りまして、人と車の快適で安全な道路交通環境の整備を図りますとともに、もとバスや樽見鉄道、既存バス路線などの公共交通機関のネットワーク化を進め、公共交通の利便性の向上を図ってまいります。

三つ目に、本巢市民スポーツプラザに隣接しました糸貫川沿いに、市民が気軽にグラウンドゴルフやゲートボールなどの軽スポーツを楽しんだり、健康増進を図るための糸貫川多目的広場を整備してまいります。

四つ目に、生活環境の向上と河川など公共用水域の水質汚濁の防止を図りますために、真正地区及び神海地区の農業集落排水事業や、本巢地区における特定環境公共下水道事業を引き続き推進してまいります。

次に、生きがいと安らぎのあるまちづくりについてでございます。

昨年12月の国勢調査の速報によりますと、本巢市の人口は2.1%増と微増しておりますが、少子・高齢化の進展は着実に進行しております。市民皆様のだれもが安心して生活するためには、お互いに支え合い、生きがいの持てる地域社会の構築が重要でございます。このため、福祉・保健・医療の充実を図りますとともに、災害に即応できる体制を整備し、生きがいと安らぎが実感できるまちづくりを推進してまいります。

一つ目に、介護を必要としていない健康な高齢者を対象に、脳を活性化させ、認知症を予防するための「脳の健康教室」を新たに実施いたします。また、自立支援の観点から実施されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、これまでは障害種別ごとに異なる法律に基づきサービスの提供が行われてまいりましたが、新年度から一元化される障害者自立支援法により、ホームヘルプサービス、ショートステイの介護給付事業、障害福祉サービス事業などの支援事業を実施してまいり

ます。

二つ目に、高齢者や障害者に配慮した福祉相談窓口を一元化し、ワンストップサービスを図りまするため、社会福祉課と高齢福祉課を統合しまして「福祉敬愛課」を新設し、福祉の充実を図ってまいります。

三つ目に、根尾診療所につきましては、少子・高齢化と過疎化、また平成12年度に介護保険制度がスタートし、高齢者が老人保健施設や介護保険施設に入所したことなどの理由から、外来診療件数は平成11年度の1日平均105人から16年度には60人と43%も減少しましたほか、入院患者も13年度の1日平均7人から4.5人と減少し、病床利用率は約50%となっておりまして、診療所の運営体制について検討を重ねてきたところであります。

この結果、平成18年度から入院業務を一時休止するとともに、外来診療につきましては、新たに土曜日の午前中及び火曜日・木曜日の午後4時から午後7時まで診療することとし、医療における地域住民の利便性の向上を図りますとともに、今後におきましても、医療及び福祉の両面から地域医療のあり方について引き続き検討してまいります。

四つ目に、地域防災体制の強化を図りますため、平成19年度の完成を目指して防災行政無線の整備を進めますとともに、4地域で組織されております市消防団を一つに統合するほか、女性消防団を新設し、地域防災力の強化を図ってまいります。

また、国民保護法に基づく国民保護計画を策定し、武力攻撃事態発生時等の不測の事態に対応するための体制づくりを進めるほか、緊急避難時の避難所及び避難場所の案内看板を設置しますとともに、今年度で作成した洪水ハザードマップの活用の周知を図り、市民がより安全で安心できる暮らしの確保に努めてまいります。

五つ目に、大型商業施設の相次ぐ進出により、交通量は増加することが予測されます。このため、幹線道路や危険交差点などに交通安全標識や交通安全施設などを引き続き整備し、交通事故のない安全なまちづくりを進めてまいります。

次に、活力とにぎわいのあるまちづくりについてでございます。

恵まれた地理的条件を生かして、消費者ニーズに即した農業の取り組みや市の総面積の86%を占める森林の保全を図りますため、林業の基盤整備を進めるとともに、モレラ岐阜を初めとする大型商業施設の進出による商業の活性化や景気の回復による工場誘致など、活力のある産業振興に努めてまいります。

一つ目に、農地の集団化と農業経営規模の拡大による農地保有の合理化を図りますための農地保有合理化推進事業を実施し、農地の有効活用や効率的な農業生産性の向上を図り、より魅力ある農業振興に努めてまいります。

二つ目に、林道開設などの林業基盤整備を進めますとともに、間伐事業等の森林保育事業を推進し、森林の多面的な機能の保全と育成に努めてまいります。

三つ目に、景気は回復傾向にあり、県の工場進出も堅調であることから、屋井地域の工業団地化予定地において整備を目指した取り組みに着手し、若者の定着化と安定した雇用の場の確保に努め

てまいります。

四つ目に、モレラ岐阜の施設内に市のインフォメーションセンターを設置し、観光情報を初めとする市の情報を発信していくほか、根尾谷断層公園に展望台を建設し、より魅力あるまちづくりを推進いたします。

次に、豊かな文化をはぐくむまちづくりでございますが、生活に潤いを与える地域づくりを進め、市民の愛着に支えられた文化と、これらを支える人材の育成や学校教育の充実を図りますとともに、市民のだれもが実感できる豊かな心と文化をはぐくむまちづくりを推進してまいります。

一つ目に、学校教育を取り巻く環境はいじめや虐待、児童への凶悪犯罪など大きな変化に直面しておりまして、教育に対する重要性は一層高まっております。このため、教育の一層の充実を図るとともに、学校管理の強化や地震に対する安全性を確保するため、学校への外部侵入者防止対策設備の整備や耐震診断、補強計画の策定を実施してまいります。

二つ目に、旧町村単位に設置されておりました学校給食センターについて、根尾給食センターを除く3施設につきましては老朽化しておりまして、新たな施設整備が必要となっております。このため、三つの施設を統合し、建設するための設計業務を委託し、早期完成に努めてまいります。

三つ目に、スポーツを通じて、子供から高齢者までだれもが手軽にスポーツを楽しめるよう、総合型地域スポーツクラブの設立を行いますとともに、市民のスポーツに対する意識の高揚と専門的な競技力の向上を図るため、「本巣市スポーツクリニック2006事業」を実施してまいります。

四つ目に、今年度、市民憲章を制定いたしました。合併して3年目となり、魅力あるまちづくりを推進し、郷土愛に支えられた市民の一体感の醸成を図る必要から市の歌を制定してまいります。

五つ目に、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場所における性別にとらわれない平等の立場での共同参画意識の育成が必要とされております。このため、市民の皆様や各界の方々の御意見をお聞きしながら「本巣市男女共同参画プラン」を策定してまいります。

次に、みんなで築く希望に満ちたまちづくりについてでございます。

市民の価値観が多様化します中で、市民と行政が相互の理解と信頼関係を構築し、対等と協力の関係のもとでよりよいまちづくりを進めますため、協働していくことが重要でございます。このため、市民と行政が情報を共有し、知恵を出し合い、自助・共助・公助の役割分担を明確にするとともに、地域におけるコミュニティー活動を育成し、触れ合いを大切にすまちづくりと質の高い行政サービスを提供するため、効率的で健全な行財政運営に努めてまいります。

一つ目に、自治会活動やボランティア活動を支援していくほか、地域の交流拠点として、真正・小柿地区にコミュニティー施設を整備するため、基本計画の策定に着手してまいります。

二つ目に、市民に情報を提供するため、市ホームページや市広報紙の充実を図るとともに、市民からの意見を行政に反映するため、各庁舎に市民意見箱を設置してまいります。

三つ目に、本年度策定する行政改革大綱に基づき、引き続き事務事業の見直しや公共施設の効率的な運用などを具体的に検討していくとともに、実施計画の検証を進めまして、効率的な行財政運

営に努めてまいります。

以上をもちまして、私の行政報告と新年度に向けましての所信の一端を申し述べましたが、本巢市の第1次総合計画のスタートの年でございます。本市の将来像であります「自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち」の実現を目指してまいります。

また、行政改革大綱に基づき、引き続き行政改革を推進し、組織の見直しや職員のコスト意識の徹底と行政サービスの向上を図りますとともに、新たな行政手法も検討する中で、全力を挙げて懸案事項や新たな課題に積極的に取り組んでまいり所存でございます。

議員の皆様を初め、市民の皆様方の御理解と御協力をお願いいたしまして所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

暫時休憩します。場内の時計で40分から再開します。

午前10時20分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

日程第4 報告第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

これより日程第4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度本巢市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度本巢市一般会計補正予算（第5号））でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,196万円を増額するものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年1月4日付で専決処分をさせていただきました。同条第3項の規定により、これを報告いたしまして、御承認を求める次第でございます。詳細につきましては総務部長より御説明を申し上げますので、よろしく御願いいたします。

○議長（上谷政明君）

補足説明、総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、報告第1号につきまして補足説明をさせていただきます。

一般会計の補正予算（第5号）ということで、予算書の第6ページをごらんいただきたいと思
います。

まず歳入でございます。

県支出金、県補助金で農林水産業費県補助金、農業費補助金ということで196万円であり
ます。これにつきましては、12月の豪雪によりまして倒壊したイチゴハウスの復旧に要する経費
に対する県からの補助金ということでありまして、事業費に対する3分の1が補助金という
ことでありまして196万円ということでありまして。

18の繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金8,000万円でございます。これは財源調整
による繰り入れということでありまして。

合わせて歳入が8,196万円ということでありまして。

続きまして7ページをごらんいただきたいと思っております。

歳出でございますが、農林水産業費の農業費の農業振興費、負担金、補助及び交付金で
ございまして。これは県からの補助金につきまして、事業主体であります本県郡農協へ交付
するものでありまして。196万円ということでありまして。

続きまして土木費の道路橋りょう費、道路維持費であります。委託料であります。これは
道路における除雪委託料ということで8,000万円でありまして。

続きまして教育費、小学校費、学校管理費、委託料ということで、除雪委託料、これに
つきましては根尾小の屋内体育館の除雪ということでありまして。52万9,000円。

続きまして教育費の中学校費、学校管理費、委託料、除雪委託料ということで、これに
つきましては根尾中の屋内体育館の除雪委託料ということで81万6,000円でありまして。

14の予備費につきましては、財源調整といえますか134万5,000円を減額するという
ものでありまして。

歳出合計が8,196万円といった予算内容でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第1号については、委員会付託を省略
したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第1号は委員会付託を省略することに決定いた
しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第1号を採決します。

報告第1号を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度本
巢市一般会計補正予算（第5号））は、承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第5、議案第1号 本巢市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第1号 本巢市教育委員会委員の任命についてでございます。

教育委員会の委員につきまして、谷村れい子氏の任期が平成18年3月29日をもって終了することによりまして、新たに富田多津子氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の御同意を求める次第でございます。富田多津子氏につきましては、先ほど全員協議会で経歴等申し上げた次第でございます。よろしく御審議くださいまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

議案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第1号 本巢市教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第6 議案第2号から日程第26 議案第22号まで（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第6、議案第2号 本巣市国民保護協議会条例についてから日程第26、議案第22号 本巣市市営駐車場条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第2号 本巣市国民保護協議会条例についてでございます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条第1項の規定に基づきまして、市町村の区域に係る国民保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進いたしますため、市町村に市町村国民保護協議会を置くこととされております。同法第40条第8項の規定により、条例を制定いたしたいものでございます。

議案第3号 本巣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例についてでございます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第27条第1項の規定に基づき、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、都道府県の国民の保護に関する計画及び市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに都道府県国民保護対策本部及び市町村国民保護対策本部を設置しなければならないとされております。同法第31条の規定により、この条例を制定いたしたいものでございます。

議案第4号 本巣市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてでございます。

地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第5号 本巣市行政組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございますが、本巣市行政組織改正に伴い、関係条例を整理いたしたいものでございます。

議案第6号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴い、武力攻撃災害等派遣手当を創設するとともに、人事院勧告における給与構造の改革に伴う国家公務員の給料表等の改正に準じて改正するものでございます。

議案第7号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

非常勤特別職職員の放置自動車等廃物判定委員会委員及び国民保護協議会委員を新設し、地籍調査委員会委員を廃止するとともに、報酬の見直しに伴い、改正するものでございます。

議案第8号 本巣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

現在の4消防団を一つに統合し、本巣市消防団を組織するため、改正するものでございます。

議案第9号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

についてでございます。

本巢市消防団の組織の再編により、定員、報酬等について改正するものでございます。

以上の詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

議案第10号 本巢市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

本巢市駐車場条例の改正に伴い、改正するものでございます。詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げます。

議案第11号 本巢市自主運行バス条例の一部を改正する条例についてでございますが、自主運行バスの運行経路の変更により改正するものでございます。詳細につきましては、根尾総合支所長から御説明を申し上げます。

議案第12号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

退職被保険者及びその被扶養者が相当数以上である市町村は、国民健康保険運営協議会に被用者保険等の保険者を代表する委員を加える必要があるため、改正するものでございます。

議案第13号 本巢市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてでございます。

診療日及び診療時間を拡大及び延長し、医科の外来診療の充実を図るため、改正するものでございます。

議案第14号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、乳幼児、児童の医療費助成を、12歳に達した日以後における最初の3月31日までの者に拡大するため、改正するものでございます。

以上の詳細につきましては、市民環境部長より御説明を申し上げます。

議案第15号 本巢市小規模授産所条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、本巢市小規模授産所の管理を指定管理者に行わせるため、改正するものでございます。

議案第16号 本巢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、本巢市老人福祉センター及び真正老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、改正するものでございます。

議案第17号 本巢市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、糸貫高齢者生きがいセンターの管理を指定管理者に行わせるため、改正するものでございます。

議案第18号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウスの管理を指定管理者に行わせるとともに、介護保険法の改正に伴い、改正するものでございます。

議案第19号 本巢市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条

例についてでございます。

本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウスの管理を指定管理者に行わせることにより、事業の委託、使用料等について、地方自治法第 244条の 2 第 9 項の規定に基づき、改正するものでございます。

議案第20号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法第 9 条に規定する 2 号被保険者を介護する介護者に介護者慰労金を支給するため、改正するものでございます。

議案第21号 本巢市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についてでございます。

褒賞対象者の要件を変更するため、改正するものでございます。

以上の詳細につきましては、健康福祉部長より御説明を申し上げます。

議案第22号 本巢市市営駐車場条例の一部を改正する条例についてでございますが、根尾地域の淡墨駐車場及び市場駐車場の駐車場使用料について、自動二輪車を有料化するため、改正するものでございます。この議案の詳細につきましては、産業建設部長より御説明を申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第 2 号から議案第 9 号までの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、議案第 2 号、議案第 3 号につきましては、国民保護法の規定に基づき条例を定めるというものでございますので、国民保護法につきまして別冊に説明資料ということで配付をさせていただいております。本巢市議会定例会議案説明資料といった別冊のつづりをごらんいただきたいと思います。その中で、資料ナンバー 1、3 枚目であります。「国民保護法の概要について」という見出しになっております。

まず一番上の黒丸でございますが、事態対処法、これにつきましては武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律をいひまして、事態対処法ということで略しております。下の黒丸の国民保護法、これにつきましては武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律を指しております。

それで、1 番目の国民保護法成立までの経過ということでもあります。15年の 6 月に事態対処法などの有事関連 3 法が成立いたしました。以下、16年 3 月、国民保護法案の国会への提出、16年 6 月に国民保護法が成立したということでもあります。その 3 ヶ月後、16年の 9 月に国民保護法が施行されたということで、それまでのいわゆる経過ということでもあります。

2 点目に、この国民保護法の目的ということでもあります。国民保護法は、事態対処法と相まって、武力攻撃事態において、武力攻撃から国民の生命・身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、国、地方公共団体の責務、武力攻撃災害への対処に関する措置、その他必要な事項を定めることにより、国全

体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確に迅速に実施することを目的としているということでございます。

それで、3点目の武力攻撃事態の想定ということでございます。事態対処法では、武力攻撃事態を、武力攻撃が発生した事態、または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態と規定しています。想定している事態ということですが、4点上げております。地上部隊が上陸する攻撃とか、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、航空機による攻撃といったものでございます。

4点目に、緊急処理事態の想定ということでございます。記述のとおりでありまして、想定につきましては、まず1点目といたしまして、①で、危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態ということでありまして、原子力発電施設の破壊等が上げられております。②といたしまして、多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態ということでありまして、大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破等が上げられております。次のページへ移ります。2ページでございますが、③といたしまして、多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態ということで、放射性物質を混入させた爆弾等の爆発による放射能の拡散といったことが上げられております。④といたしまして、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態ということでございます。航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロが上げられております。

それで、国民保護法の法律の概要ということですが、大まかな構成は下の図のようになっておるということでございます。第1章につきましては、国、地方公共団体の責務等でございます。第2章につきましては、警報の発令等でございます。そういったことにつきましては避難ということで規定がされておるわけでございます。第3章につきましては救援の指示等でありまして、救援といったことが規定されているということでございます。第4章、第5章につきましては、武力攻撃災害への対処とか、国民生活の安定というのが規定されておりまして、これらは武力攻撃に伴う被害の最小化といったことがうたわれておるということでございます。

続きまして3ページでございます。

今申し上げました、避難についてでございます。日本に対する武力攻撃が迫った場合、国はその情報を把握し、国民に警報を発令しますということでございます。それで、住民に対する避難の指示につきましては、市町村長は消防等を指揮して避難住民の誘導を行うということでありまして、その流れが下の図に記載されているわけでございます。市町村におきましては、市町村の国民保護計画を作成いたしまして、こういった住民の避難誘導といったこと、また消防を活用して、いわゆるあわせて避難の誘導をするというようなことでございます。

続きまして4ページでございますが、ここにつきましては救援ということでございます。国から救援の指示があった場合には、市町村におきましては救援の実施ということで、収容施設の設置、食品、飲料水の提供、生活必需品の提供、医療の提供ということとあわせて、安否情報の収集と照会に対する回答を行うということでございます。

続いて5ページでございますが、武力攻撃に伴う最小化ということでありまして、国は、地方公共団体と協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ少なくするため必要な措置を行いますということでありまして、生活関連等施設、原子力発電所、ダム、鉄道施設などの安全の確保、警備の強化、立ち入り制限などを行うということでありまして、以下、記述のとおりということでありまして。

続きまして6ページでございますが、6番目といたしまして、国民の保護に関する基本指針及び国民保護計画等ということでありまして、国は基本指針を作成し、地方公共団体は国民保護計画をそれぞれ作成しておく必要があるということでありまして、その関係の流れは次の図のようになっているということでありまして、一番下の市町村の欄で、国民保護計画を市町村長が作成ということになっております。

続いて7ページをごらんいただきたいと思っております。

以上のことを踏まえまして、7点目でありまして、本巢市の国民保護協議会の条例についてということで今回提案をしておるわけでございます。

国民保護協議会とはということで、1点目として設置根拠、2点目といたしまして所掌事務、この中で大きな役割と申しますか、重要なことにつきましては、国民保護計画について意見をいただくということでありまして、その流れにつきましては、真ん中の表に書いてありますように、市長が本巢市の国民保護協議会へ諮問をいたしましてその意見をいただくということでありまして、あわせて、議会に対しまして説明・経過報告を申し上げます。それに伴って意見をいただくということでありまして、その後、知事に対しまして保護計画を協議するというところで、知事から同意をいただくということでありまして、そういったことを踏まえて最終的に議会へ報告するといった内容になっております。

それで、国民保護計画の作成時期につきましては、下に書いてありますように、国の方から通知が来ておりまして、県が17年度中に作成予定ということでありまして、市におきましては18年度を目途に作成できるようにといった通知をいただいております。

そういったことで、この保護協議会の条例を定めるということでありまして、組織につきましては既に保護法の第40条で規定がされておりまして、会長は市町村長、委員といたしましては、①当該市町村区域を管轄する指定地方行政機関の職員、②といたしまして自衛隊に所属する者、③といたしまして当該市町村に属する都道府県の職員、次の8ページですが、④といたしまして助役、⑤といたしまして教育長、消防長、消防団長等が委員になるということ規定がなされているというわけでございます。

それで、4番目の保護協議会の設置条例ということで、何度も申し上げますが、こういった保護法の規定に基づいて制定するというところで、その内容につきましては、組織運営に関するということで、市町村の条例で定めるということでありまして。

続きまして、その真ん中の欄に8といたしまして、本巢市国民保護対策本部及び本巢市緊急対処事態対策本部条例ということでありまして、これが議案第3号ということでありまして。

市町村の国民保護対策本部とはということで、1点目に設置根拠とか、2点目に所掌事務とか、

3点目に対策本部の機能とかということ、記述してあるとおりであります。

9ページをごらんいただきたいと思います。

それで、対策本部の組織につきましても法律に定められておりまして、本部長は市長、本部員は助役、教育長、消防長、消防団長、市長が職員のうちから任命する者といったことを規定しているわけでございます。

それで、国民保護対策本部等の設置条例の根拠につきましても、議案第3号でございますが、その根拠につきましても既に法に定められておることでありまして、必要な事項は市町村の条例で定めるということで、議案第3号ということになります。

それで、議案第2号をごらんいただきたいと思います。

4ページということになりますが、本巢市の国民保護協議会の条例ということ、第1条は目的を規定しております。組織運営に関し必要な事項を定めることを目的とするということになります。

第2条で、委員及び専門委員の設置等の規定をしておるわけでございます。委員の定数は、30人以内とするということになります。

第3条で、会長の職務代理の規定でございます。

第4条では、会議の運営方法といいますか、会議についての規定ということになります。

第5条では、幹事、協議会に幹事30人以内を置くといったことの規定でございます。

第6条では、部会ということ、協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができるといった規定でございます。

第7条は、補則ということになります。

この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

続きまして議案第3号でございますが、7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページで、本巢市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例ということ、先ほど申し上げましたことに基づきまして制定するということになります。

第1条が目的ということで、本巢市の国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とするということになります。

第2条につきましても、組織ということ、本部長、副本部長、本部員等の規定をしておるわけでございます。

第3条は、会議ということ、この本部の会議の運営等について規定しているということでございます。

第4条では、部ということ、この本部に部を置くことができるといった規定でございます。

第5条は、現地対策本部についての運営規定といいますか、そういったことでございます。

8ページでございますが、第6条は、補則ということになります。

第7条で、準用ということ、第2条から前条までの規定は、本巢市緊急対処事態対策本部について準用するといったことになります。

以上で議案第2号、議案第3号の説明ということで終わります。

続きまして議案第4号でございます。本巢市の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例でございます。

これにつきましては、10ページが条例ということでありまして、第1条が趣旨、第2条が長期継続契約を締結することができる契約の定めということでありまして、地方自治法第234条の3によりまして、長期継続契約を締結できる契約につきましては、今までは電気とかガス、水の供給もしくは電気通信、役務の提供を受ける契約、または不動産を借りる契約に限定されていましたが、その他政令で定める契約が加えられまして、その範囲につきまして、地方自治法の施行令の改正で、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければならない当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものといったことで改正がなされたわけでございます。その改正を踏まえて、その対象範囲を、商習慣上、複数年契約が一般的である賃貸借契約及び年間を通じて日常的、継続的に役務の提供を受ける必要がある契約とするということでありまして、

それで、具体的な対象となる契約につきましては規則で定めていきたいということでありまして、条文の第2条の(1)の物品を借り入れる契約では、パソコンとかコピー機などの事務機器及び電話機、ファクシミリ機などの通信機器のリース契約を予定いたしております。5年以内ということで予定をしているわけでございます。第2条の(2)の経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約についてですが、これにつきましては庁舎等の施設の警備、受付案内とか清掃業務などを予定しております。期間は3年以内を想定しているわけでございます。

以上がこの条例の概要ということでありまして、

続きまして議案第5号であります。

11ページであります。

これにつきましては、これもお手元に本巢市条例改正の概要ということで別冊で配付をさせていただいております、いわゆる新旧対照表ということでありまして、それで説明をさせていただきたいと思っております。上から4枚目、右下に1というページ数が打っております。

18年4月から行政組織の改正に伴いまして、関係条例を整理するというものであります。

第1条関係につきましては、本巢市の特別職の報酬等審議会の条例の一部改正ということでありまして、右の欄ですが、現行であります。第6条で庶務といった規定がなされておまして、審議会の庶務は、総務部総務課において処理するといった規定の「総務課」につきましてはを改正案といたしましては「秘書広報課」ということで改めるものであります。

第2条関係でございますが、本巢市同和事業促進審議会の条例の一部改正でございますが、現行では、審議会の庶務の事務につきましては「社会福祉課」で処理するということになっておりますが、これを「福祉敬愛課」に改めるというものであります。

第3条であります。本巢市中野会館条例の一部改正でございます。第16条で、運営審議会の委員の定数等の規定がなされているわけでございます。その中で、委員につきましては「社会福祉課

長」といったことになっておりますが、それを「福祉敬愛課長」に改めるといったものでございます。

以上が条例の概要ということでありまして。

続きまして、議案第6号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。13ページということでありまして。

14ページについては、条例の内容ということで、この14ページの本巢市職員の給与に関する「条例等」ということで「等」が入っておりますが、これは印刷ミスで、「等」を抹消していただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。関する条例の一部を改正する「条例」ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、この条例の説明につきましては、これも別冊の説明資料の資料ナンバー2をごらんいただきたいと思ひます。それに基づいて説明をさせていただきます。

本巢市職員の給与に関する条例の一部改正の概要ということでありまして。

まず1点目といたしまして、条例第2条関係でございます。国民保護法の制定に伴いまして、国民の保護のため市に派遣された者に対して支給する武力攻撃災害等派遣手当を創設するというものでございます。1日につき6,620円の額ということで定めております。

2点目の条例第3条関係でございます。国家公務員に準じて級別の職務の分類表を規則で定めるため、別表第2を削除するというものであります。

規則で定める別表につきましては、この後の6ページをごらんいただきたいと思ひます。級別職務分類表関係ということで、給与の支給に関する規則で規定ということでありまして、現行、現在は職務の級は8級制を導入しております。1級につきましては主事補、2級は主事、3級は主任、4級は係長、主査、5級は課長補佐、主任主査等であります。6級は困難な業務を行う課長補佐、7級は課長、主幹、8級は参与、部長、次長、参事といったことでありまして、これにつきまして改正案ということで、1・2級の主事補、主事を1級に統合して、1級として主事ということになります。3級の主任は2級にします。4級・5級の係長、課長補佐等につきましては3級ということで位置づけをするということでありまして。6級につきましては4級の総括課長補佐ということになります。7級の課長、主幹につきましては5級ということで、課長、主幹ということになります。8級につきましては、そのうち次長、参事を6級ということになります。7級は、参与、部長を7級にするといった、この級別分類表を改めていきたいということでありまして。

それで、また1ページへ戻りまして引き続き御説明申し上げますが、条例第7条関係ということで、昇給規定の改正ということでありまして。

①で、勤務成績に基づく昇給制度の導入をするということで、年4回の昇給時期を年1回（1月1日）に統一するということでもあります。昇給号給は、勤務成績、下の欄にありますように、AからEに応じて規定をするということでもあります。

これにつきましては、3枚目の5ページをちょっとごらんいただきたいと思ひます。条例第7条関係ということで、新たなる昇給制度ということでありまして、勤務成績を昇給により反映させや

すくするため、現行の号給を4分割いたしまして、現在、自動昇給化している普通昇給と持ち回りになりがちな特別昇給を、勤務成績に基づく昇給に一本化するということでありまして、左の方の部分ですが、現在は普通昇給で1号給ということに定めておりまして、「特に良好」な場合はさらに特別昇給ということで1号給昇給するという規定があり、定数の15%以内になっております。その現行の1号給を4号給に細分化するということでありまして、「良好でない」という職員は昇給しないということでありまして、「やや良好でない」という職員につきましては2号給、「良好」の職員は4号給、「特に良好」の職員には6号給、「極めて良好」な職員は8号給ということ

あります。それで、現行の1号給が例えば4,000円とした場合につきましては、その4,000円を

1,000円ずつ四つに分けるということでありまして、先ほど言いました「やや良好でない」という職員につきましては2,000円、「良好」な職員は4,000円とか、「特に良好」な職員は6,000円とか、「極めて良好」な職員は8,000円と、例えばの例ですけど、そういったことに昇給制度が変わるということになります。

それで、またもとに戻りますが、1ページでございます。

②枠外昇給制度の廃止ということになります。これにつきましては、最高号給を超えた給料月額に決定できる規定の廃止ということになります。

③といたしまして、55歳の昇給停止措置にかえまして、昇給幅を通常の半分程度（2号給）に抑制するということになります。

4点目といたしまして、条例第26条第2項関係ということで、期末手当支給に係る特定幹部職員、いわゆる管理職相当職をいいますが、この規定の改正ということでありまして、級別分類表を改正するということでありまして、「7級以上」を「5級以上」に改めるということになります。第5項関係につきましては、加算を受ける職員の規定の改正ということで、これも級別職務分類表の改正によりまして、「4級以上」を「3級以上」に改めるというものであります。

5点目につきましては、条例第30条、第32条関係ということで、国民保護法の制定に伴いまして改正するということになります。支給対象者の字句、「職員」となっておりますが、それを「者」ということで改めるということになります。支給手当の種類ということで、先ほど申し上げました、武力攻撃災害等派遣手当を加えるというものでございます。

6点目の別表関係でございますが、行政職の給料表の改正ということになります。

①は、平均4.8%を引き下げることによって、現行の1・2級及び3級の前半給につきましては引き下げをせず、中高齢者層（4級以上）については7%引き下げることによって、給与カーブのフラット化を図るというものであります。

続きまして2ページでございます。

②で、現行の号給を4分割といったことで、先ほどの御説明で申し上げたとおりでございます。

③の現行1・2級及び4・5級、これにつきましても先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

す。

その他の給料表の改正ということで、医療職の給料表につきましては、行政職給料表との均衡を基本として改正するといったものでございます。

7点目といたしまして、附則第2項関係では、特定の職務の級の切りかえの規定。

8点目といたしましては、附則第3項関係の号給の切りかえの規定。

9番目といたしましては、附則第4項関係で、職務の級における最高の号給を超える給料月額
の切りかえ等の規定であります。

10番目といたしまして、附則第5項関係、切りかえ日前の号給の調整ということであります。

11番目といたしまして、附則第6項関係ということで、号給等の基礎の規定ということであり
ます。

12番目で、附則第7項、8項関係ということであります。号給の切りかえに伴う経過措置とい
うことでありまして、切りかえに伴いまして給料月額が切りかえ日の前日に受けていた額に達しな
い職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給するというものであります。
切りかえ日が4月1日ということであります。それで、3月31日の給料月額と4月1日の給料月額、
これは下がるわけでございますが、それにつきましては、3ページの表に書いてありますように、
1年目につきましては新給料月額との差額を支給するという経過措置がなされるというものでござ
います。3年目までは差額を経過措置で支給するというものでございます。

13番目につきましては、附則第12項、13項関係ということで、職員の旅費等に関する条例の一
部改正について改正するということでもあります。

14番目につきましても、附則第14項関係で、職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ
いての規定ということでもあります。

15番目といたしましては、附則第15項関係ということで、公益法人等の派遣等に関する条例の
一部改正の規定ということでもあります。

以上が議案第6号の概要ということでもあります。

続きまして、議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例についてであります。

これにつきましては、これも先ほど見ていただきました条例改正の概要、いわゆる新旧対照表
で

御説明を申し上げたいと思います。条例改正の概要の35ページをごらんいただきたいと思
います。

改正内容につきましては、新たに新設する二つの委員と、廃止する委員が一つござ
います。また後ほど説明申し上げますが、それ以外につきましては報酬額の改正とい
うことでもあります。市といたしまして、県内の市の状況等を参考に改正をするとい
うものでございます。

35ページでございますが、教育委員会の委員長、右の欄、現行でございますが、月額「1万
1,400円」を月額「2万2,000円」に改めるということで、9,600円の増とい
うことでもあります。同じく委員につきましては月額「1万1,000円」を月額「2万円」
に改めるということで、9,000円

の増ということであります。選挙管理委員会の委員長につきましては「9,300円」を「7,000円」に2,300円の減ということであります。委員につきましては「8,300円」を「6,000円」ということで、これも2,300円の減ということであります。監査委員につきましては、識見を有する委員、月額「2万700円」を「3万6,000円」に改めるということでも1万5,300円の増ということであります。議会選出委員につきましては月額「1万5,400円」を「1万8,000円」ということで2,600円の増ということであります。農業委員につきましても、会長につきましても月額「1万1,000円」を「1万3,000円」に2,000円の増ということであります。委員につきましても月額「9,200円」を月額「1万2,000円」ということで2,800円の増といったことであります。固定資産評価審査委員

会委員につきましては「8,000円」でありましたのを「6,000円」ということであります。特別職報酬等審議会委員から以下につきましても、この部分につきましては日額「7,100円」を日額「6,000円」ということで1,100円の減といった内容でございます。

なお、費用弁償の欄でございますが、これは職員の級別職務分類表の改正に伴いまして4級を3級に改めるということでも、実質、額についての変更はないということであります。

続きまして36ページでございますが、この中の部分は、ほとんど「7,100円」を「6,000円」に改めるといったことでございます。上から3番目の情報公開の個人情報保護審査委員会の委員の中の専門的な知識を有する委員につきましては2万円で、変更なしということであります。

37ページでございますが、上から5番目の地籍調査委員会委員を廃止するということでもあります。これは日本巢町において設置がなされておったということでも、引き続いてこういった条例の中に織り込んであったわけでございますが、現在存在していないということでも、廃止するということでもあります。その左側の一つ下の放置自動車等廃物判定委員会委員、日額6,000円、これにつきましては、昨年17年の4月から放置自動車等の防止条例を制定いたしまして、その中で規定されている委員でございますが、この条例に織り込んでなかったということでも、新たに織り込むというもので

ございます。続きまして、真ん中の下ぐらいのところ投票所の投票管理者という欄がありまして、その日額が「1万3,000円」、これにつきましては「1万2,700円」ということで300円の減ということでもあります。その下の期日前投票所の投票管理者、日額「1万2,000円」を「1万1,200円」、これは800円の減ということでもあります。開票管理者、選挙長、これにつきましては選挙1回につき「1万1,700円」を「1万700円」ということで1,000円の減ということでもあります。投票所の投票立会人「1万2,000円」を「1万800円」ということで1,200円の減ということでもあります。

続きまして38ページでございますが、期日前投票所の投票立会人、これにつきましても日額「1万1,000円」から「9,600円」ということで1,400円の減。開票立会人、選挙立会人につきましては、選挙1回につき「9,400円」でありました。これにつきましては選挙1回につき「8,900円」とい

うことで 500円の減ということでもあります。交通ママさんにつきましては月額「1万 8,900円」を「1万 5,000円」ということで 3,900円の減ということでもあります。身体・知的障害者相談員、これは年額「8万 6,000円」となっておりますが、これもちょっとミスプリントがございまして、身体・知的ということ「知的」がちょっと落ちておりますので訂正をお願いしたいと思います。身体・知的障害者相談員ということで、右の欄と全く同様であります。「4万 4,500円」ということで 4万 1,500円の減ということでもあります。以下、下から 2 番目の産業医でございまして。「年額 5 万円」につきましては「月額 6 万円」に改めるというものであります。

次の 39 ページでございまして。下から 2 段目ですが、体育指導員につきましては「月額 7,300円」を「年額 9 万円」に改めるというものであります。市史資料編集専門員「7,100円」を「6,000円」ということで改めるというものであります。

40 ページでございまして。上の部分の都市計画審議会委員につきましても「7,100円」から「6,000円」に改めるというものであります。3 行目の国民保護協議会委員、これは今回条例を制定するというので、新たに設けるということで月額 6,000円といったものでございまして。

以上がこの条例の概要ということでもあります。

続きまして、議案第 8 号 本巣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これにつきましても、今の新旧対照表の 41 ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表で御説明申し上げます。

本巣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例ということで、消防団につきましては、合併協議の中で、四つの消防団を新市に移行後、1 団に統合することに調整がなされてきました。各消防団長とも協議を重ねてまいりまして合意を得たということで、その結果、この 18 年 4 月 1 日から統合してまいりたいということであります。現在は、本巣市根尾消防団、本巣市本巣消防団、本巣市糸貫消防団、本巣市真正消防団、この消防団につきましては名称を「本巣市消防団」ということで改めて、その区域は本巣市の全域とするものであります。

なお、現行の欄の別表ということで、その表の中に、本巣市の糸貫の消防団の中で区域が糸貫の「小学校」となっておりますが、これは「中学校」の誤りでございまして、まことに申しわけございません。糸貫中学校区一円ということで御理解いただきたいと思います。

続きまして議案第 9 号でございまして。本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございまして。

42 ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

これは先ほど申し上げました消防団の統合に伴いまして、あわせて組織の再編を行うものでありまして、まず定員の部分でございまして。第 2 条で、団員の定員は「260 人」とするということになっておりますが、これを「275 人」に増員していきたいというものでありまして、15 人の増員のうち、10 人は女性の消防団員を設けていきたいということであります。

続きまして報酬でございます。第9条で、団長の年額報酬「10万円」、現在は4人見えますので1人10万ずつということですが、その団長につきましては統合することによって1団長ということで、年額「12万円」に改めていきたいということでもあります。また、筆頭副団長といった役職を設けるということで、これは後ほど組織の図などで説明をさせていただきますが、その筆頭副団長といたしまして10万円を支給するというものでございます。

続きまして費用弁償、第10条であります。現在、(1)といたしまして水火災の場合1回につき2,800円、次のページでございますが、(2)で警戒の場合1回につき2,800円、訓練、搜索の場合1回につき2,800円、他市町村応援1回につき2,800円といった額を定めておるわけですが、この額につきましては県内の各市の状況等を参考に見直しを行うものでありまして、すべて「2,000円」ということで改めていきたいということでございます。

次の部分の旅費の規定でございます。4級から3級とか、3級から2級、これにつきましても職員の級別の表の変更に基づいて改正するというものでありまして、額についての変更はないということでもあります。

それで、統合後の消防団の組織図ということで、説明資料のナンバー3に添付をさせていただいております。資料ナンバー3ということで、表が添付してありますが、ごらんいただきたいと思っております。

本巢市消防団の組織図ということでありまして、左側、本巢地域につきましては、現在の本巢消防団でございます。定員は72名ということで、「本巢消防団」を「本巢方面隊」ということで名称を変更していきたいということでもあります。その中には、筆頭副団長1名、副団長は2名ということでもあります。

次の真正地域、現在の「真正消防団」でございますが、定数67名でございます。それを「真正方面隊」に改めるということで、筆頭副団長1名、副団長3名といった内容でございます。

次に糸貫地域でございますが、現在の「糸貫消防団」、定数が55名ということで、「糸貫方面隊」ということで名称を改めるということでありまして、筆頭副団長が1名、副団長が2名ということでもあります。

次に根尾地域、現在の「根尾消防団」でございますが、定数は70名ということで、名称を「根尾方面隊」に改めるということで、筆頭副団長が1名、副団長が3名といった内容でございます。

一番右ですが、女性消防団員ということで、定数10名で、女性分団を設けていきたいということで、その中に分団長1名、副分団長1名、団員8名ということでもあります。

それで、この女性消防団員についてでございますが、次のページをごらんいただきたいと思っております。これはパンフレット、チラシであります。女性消防団については公募、募集で確保してまいりたいということで、この議案を御承認いただいた後に早速市内でPRしてまいりたいということでありまして、女性消防団の業務内容ということで、枠で示してありますが、業務内容ということ

で、火災予防や地域防災に対する広報・啓発活動、ひとり暮らしの高齢者宅への防火訪問、消防団で行う各種行事への参加、応急手当ての普及活動、災害時の後方支援活動等を役割としておるわけでございます。そうしたことで、今後こういった女性の消防団員を確保してまいりたいということでもあります。

以上で議案第9号までの説明ということで終わらせていただきます。

○議長（上谷政明君）

議案第10号と議案第22号については関連がありますので、2議案についての補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

補足説明に当たりまして、90ページの議案第22号から先に説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。なお、新旧対照表でございますが、改正の概要の68ページをごらんいただきたいと思っております。

本巢市市営駐車場条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

本条例は、現行で無料としている自動二輪について、有料化とすることにつきまして今回一部改正を行うわけでございます。

自動二輪につきましては、近年増加傾向にあり、駐車場を占める割合が非常に多くなりました。よって、別表第3条関係でございますけれども、自動二輪の料金、淡墨駐車場 200円、市場駐車場 100円の料金を加えるものでございます。

以上で22号の説明とさせていただきます。

続きまして67ページでございますが、議案第10号 本巢市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

新旧対照表につきましては44ページをごらんいただきたいと思っております。

本条例は、本巢市市営駐車場条例の一部を改正することによりまして、乗り合い型の自動車、マイクロバス、普通自動車、小型自動車及び軽自動車のそれぞれの額の表記を、本巢市市営駐車場条例別表に掲げた額とするということで、一部改正をするわけでございます。

なお、現在、目的外に使用しております駐車場としては、グラウンドとテニスコートを使用しております。

以上で、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

議案第11号の補足説明を根尾総合支所長に求めます。

根尾総合支所長 藤原俊一君。

○林政部長（藤原俊一君）

それでは、議案第11号の補足説明をさせていただきます。

まず説明資料の資料4を見ていただきたいと思います。それと同時に、条例改正の方ですが、

45ページと両方見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。

今回の改正の理由といたしましては、路線の経路の見直し、それともう一つは樽見鉄道のダイヤ改正に伴うものが主なものでございます。

まず図面の中で説明させていただきますと、能郷線というのが凡例の方にございます。これにつきましては、能郷、それから保育所前というのが真ん中辺にございます。この間が起終点となっておりまして、今回13.5キロ、前回は12.1キロということで1.4キロの距離の変更もでございます。それからもう一つは、松田線というのがその下にございます。松田からずうっと南の方へ行きまして日当駅というのがございます。この間が松田線ということで運行しております。この間が19.9キロということでございます。それからもう一つは、奥谷線というのがございます。奥谷のトッサスから保育所といったことで11.2キロ、これらの路線が3本ございます。この根尾地域の自主運行バスにつきましては、土・日・祭日におきまして変則型としまして、奥谷線、いわゆる奥谷線につきましては、奥谷からずうっと松田の方まで行きます。それと西板屋経由でまた樽見の方へ戻ってくるということで、土・日・祭日につきましては変則に行っております。

そこで、条例の方の新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

まず第3条関係でございます。バスの運行の区域はということでございまして、3条の(2)の松田線ということでございます。現行が宇津志から松田となっておりますが、日当駅前ということで、これにつきましては運行経路の変更に伴うものでございます。それと3条の(4)の方ですが、現行ですが、先ほど土・日・祭日につきましては循環線というようなことでございまして、松田・奥谷循環線、起点を保育所前から終点を樽見車庫前ということでございます。それが運行区域の関係でございます。

次に4条関係の運行経路及び距離ということでございます。その中で、4条の(1)でございます。この奥谷線につきましては、いわゆる9.6キロから11.2キロに変更します。この1.6キロの増というのは、今までは、ちょっと図面をもう一度見ていただきたいと思います。この図面の中に、左端の中に囲ってございます。現在、市場橋というのがありまして、そこから保育所の方へ向かっておりました。新しく新設区間としまして根尾小学校までこれを延長するものでございまして、その間の距離が1.6キロほどふえてございます。そういう関係で、今回、距離の変更も見直しております。

それと同じく、また新旧対照表になりますが、(2)の松田線でございます。これを日当駅からずうっとありますが、これを松田線、日当駅前を起点とし、平野、高尾、樽見、東板屋、東小鹿、松田経由上松田の間19.9キロと今回変更をお願いするものでございます。

また、その新旧対照表の(3)の能郷線でございます。これについては距離が若干違っております。現行では12.1キロ、今回の改正案では13.5キロ。これに関しましては、以前、能郷から国道157を南下しておりましたが、大井の方へ向かうということで精査いたしました。そのことによりまして1.4キロ延びております。

それから一番下の(4)につきまして、先ほど区域のところでお話いたしました松田・奥谷循環線、これを新たにつけ加えるものでございまして、保育所前を起点とし、樽見、東板屋、奥谷、東

小鹿、上松田、西板屋経由樽見車庫前の間30.3キロ、これは土・日・祭日のみの運行となります。

それから、次の46ページをごらんになっていただきたいと思います。

それに伴いまして料金の体制も変わってきます。別表、47ページの料金表につきまして若干違いますのは、樽見の次の下に市場橋というのがございます。それが改正案の方では根尾小前となっております。市場橋は今まで停留をしておりましたが、交差点ということで危険性があるということで、根尾小学校まで延ばした関係上、そこが変わっております。

その次の48ページの料金表は松田線でございます、これは先ほど言いましたように、日当駅が起点となる関係上と、それから市場橋を根尾小学校、あるいはその表の中で、みどり団地とか山崎というのが料金表の中に入ってございませんでしたので、新たにつけ加えさせていただきます。

それから49ページでございます。これは能郷線でございます。能郷線の中で、改正案を見ていただきますと、これも根尾小前というのが前は入ってございませんでしたので、新たにつけ加えさせていただきます。

それから50ページですが、これが料金表をすべて新たにつけ加えるものでございまして、循環線の料金表でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（上谷政明君）

暫時休憩をします。1時から再開します。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

議案第12号から議案第14号までの補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 島田克廣君。

○市民環境部長（島田克廣君）

それでは、議案第12号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

お手元の条例改正の概要の51ページをお開きいただきたいと思います。

51ページ、新旧対照表でございますが、改正案、第2条の(4)でございますが、被用者保険等保険者を代表する委員1人の追加をお願いするものであります。これにつきましては、昭和59年に退職者医療制度が創設されたことに伴いまして、退職者医療制度の運営に関し、抛出者側の意見を反映させるため、被用者保険等保険者を代表する委員、被用者保険代表を加えて組織することができることになりました。

被用者保険代表の参加の一応の目安は、おおむね退職被保険者等の数が1,500人以上で、被保険

者全体に占める割合が3%以上である市町村は、参加の措置が講じられるよう指導されています。本巢市の平成17年3月末現在の退職被保険者等の数は1,818人でありまして、被保険者全体に占める割合は14.6%となっております。参加の目安を上回っていることから、被用者保険代表を1名加え、組織することとするものであります。また、平成16年11月15日に実施されました県財政実施指導等監査においても、被用者保険代表を加えることが指摘事項となっております。

次、議案第13号 本巢市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてでございますが、新旧対照表の52ページをお開きください。

52ページ、改正案でございますが、第6条(1)日曜日及び土曜日。ただし、根尾診療所においては、土曜日は診療日とするということで、入院を一時休止し、土曜日、そして火曜日と木曜日において午後の診療をできるようにするというものでございます。次、3項でございますけれども、診療時間の追加でございますが、根尾診療所におきましては、土曜日の午前8時30分から正午までと、火曜日、木曜日の午後4時から午後7時までを診療できるように改めるというものでございます。それから本巢診療所におきましては、53ページでございますが、現行が月曜日から金曜日の「午前9時から正午まで」というふうになっておりましたけれども、これを根尾診療所と同じく「午前8時30分から正午まで」に改めるというものであります。それと、水曜日におきましては午後4時から7時まで診療を行っておりましたけれども、これを木曜日の午後4時から7時までに改めたいというものでございます。

次、議案第14号でございますが、本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表の54ページをお開きください。

現行は、第2条の(1)でございますけれども、乳幼児・児童「8歳に達した日以後」におけるということでございますけれども、改正案といたしましては、乳幼児・児童「12歳に達した日以後」における最初の3月31日までの者をいうということで、8歳から12歳に引き上げをするというものでございます。

以上、簡単でございますが、よろしく申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第15号から議案第21号までの補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 宇野利数君。

○健康福祉部長（宇野利数君）

それでは命により、条例の一部改正について補足説明をさせていただきますけれども、議案第15号から議案第19号における条例の一部改正におきましては、主に平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行されまして、改正前におきましては、公の施設についてはその管理を公共団体に委託することができる規定がございました。改正によりまして、公共団体が指定する指定管理者に管理を行わせることができるという改正がございまして、今後は、市直営で施設管理を行うか、または指定管理者による施設管理ということになってまいりました。また、改正法の施行後3

年以内に移行となっております、平成18年の9月1日までに移行せざるを得ないということになっておりまして、これに伴う条例の改正が主なものでありまして、7月1日施行で提案をさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本巢市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例3条によりまして、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定しなければならないという規定がございます。そういったことで、手続上の関係から、指定管理者におきましては次の定例議会に提案をさせていただきたいと、かように考えておりますので、お含みをいただきたいと思います。

それでは、議案第15号 本巢市小規模授産所条例の一部を改正する条例について、本巢市条例改正の概要55ページの新旧対照表によって説明させていただきます。

現行の第3条でございますが、運営でございますけれども、社会福祉協議会に委託するとしておりましたが、先ほど説明させていただきました指定管理者に行わせる方向での改正でございます。3条の1項は、市長が指定する者に授産所の管理を行わせる定め、2項は、管理業務を明確にする定め、3項は、管理を行う期間の定め、4項は、法令及び市の条例等定めを遵守して管理を行っていただく旨を規定したものでございます。

また、施行日については7月1日とするものでございます。

続いて、議案第16号 本巢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

56ページをお願いいたします。

御承知のように、老人福祉センターにつきましては、本巢、真正、糸貫の3カ所に老人福祉センターがございますが、糸貫につきましては他の団体が入っておらず、市によりまして臨時職員を設置して管理をいたしているところでございます。そういった意味で市直営でございます。今回、本巢及び真正老人福祉センターについて、指定管理者を定め、管理を行わせるための改正でございます。

そのため、第2条の2を設け、同条2項から4項までは指定管理に伴う条文を新たに加えております。内容については、先ほど説明したのとほぼ同じでございますので、省略させていただきます。

第3条におきましては、糸貫老人福祉センターのみ現状直営で行っておりますので、直営で行われるように、糸貫老人福祉センターに所長その他必要な職員を置くことができると改正するものでございます。

また、57ページでございます14条におきましては、委任の条文改正でございます。

附則としまして、7月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第17号 本巢市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

対照表の58ページをお願いいたします。

これも第3条で、従前は管理を市長が行うということになってございましたが、指定管理者に

管理を行わせるための改正でございます。

改正条文の内容につきましては、今までの改正と趣旨が同じでございますので、省略させていただきます。

続いて、議案第18号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

対照表の60ページをお願いいたします。

まず第3条の改正でございますが、定員の改正でございます。根尾及び糸貫デイサービスセンターにおきましては「20人」を「15人」に改正するものであります。根尾におきましては、現在、18年の1月実績を見ておりましたが、日によって異なりますが、大体8名から12名の利用でございます。また、糸貫においても10名から14名程度の利用でございます。利用日における平準化を図れば15名で対応できるという見込みを持っておりまして、また介護保険法から来ている指定居宅サービス等の事業の人員、設置及び運営に関する基準から15名以上5名増すごとに1人の介護員の設置が必要でございまして、そういったことも踏まえて改正をさせていただきますが、このことにつきましてはその時々状況によりまして的確に改正を考えていくべきものと考えております。

第5条におきましては、デイサービスセンターの管理を指定管理者に変更するもので、説明は省略させていただきます。

第6条の2号でございますが、介護保険の利用対象者を、法の改正に伴いまして、介護給付者、予防給付者に改正するものでございます。また、5号につきましては、従前は介護認定されなかった虚弱高齢者のことをうたっておりましたけれども、法改正によりまして「特定高齢者」という表現になったための改正でございます。

第12条につきましては、従前、本巢市総合在宅支援センターがございましたが、法改正によりまして、包括支援センターが広域連合から社会福祉協議会に委託されて設置されますので、この中でこういった業務を、指導業務なんですけど、させていただきますので、不要となり、削除するものでございます。

また、62ページの第14条におきましては、在宅支援センターの管理を指定管理者に変更するものでありますので、説明を省略させていただきます。

第17条の2においても、根尾生活支援ハウスの管理を指定管理者に変更するものでございます。

62-1ページでございますが、別表2におきましては、先ほど説明しました不要となる総合在宅支援センターの削除。

62-2ページ、別表3におきましては、デイサービスセンターの休業日を、今までは国民の祝日に関する法律に基づく休日、こういったところも休日にしておりましたが、休業日につきましては日曜日と年末年始のみに統一してやっていきたいということでございます。不要となります総合在宅支援センターをここからまた削除させていただくものでございます。

続きまして、議案第19号 本巢市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

新旧対照表63ページをお願いいたします。

第3条におきましては、4号の指定訪問入浴介護事業を削除するものでございます。今までは民間でも訪問入浴事業をやっておりましたが、根尾地域までは行けないということもございまして社協の方で対応しておりましたが、これが可能となりましたので、民活で行うことにしたためでございます。そういった意味で削除をさせていただきます。

第4条につきましては、事業を指定管理者に行わせる改正でございますので、省略をさせていただきます。

第5条は、別表を追加するため、別表1に改正するものであります。

63ページの後段から64ページにかけての第7条1項から4項におきましては、指定管理者導入による文言の改正でございます。収入においては指定管理者が直接徴収することができる改正をさせていただきます。

別表におきましては、別表2を追加するため、別表1に改正し、65ページに記載されております指定訪問入浴介護事業を先ほどの理由によって削除するものでございます。

別表2におきましては、第7条4項の規定を受けて指定通所介護の食事代等の定めを追加させていただいたもので、また額につきましては、おのの一般、それから各事業所によってまちまちでございますけれども、大和園と同額設定で改正をさせていただいたものでございます。

続いて議案第20号でございますが、本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について、新旧対照表66ページをお願いいたします。

第2条の用語の定義でございますが、対象者が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査等で要介護状態が要介護3から5の認定者となっておったわけでございますが、65歳以上の者から、40歳以上64歳以下の特定疾病該当者を含む高齢者に改正するものでございます。2号保険者でございますけれども、40歳以上65歳未満の方でございますが、15の特定疾病が定まっております。初老期の痴呆とか、パーキンソン病、骨折を伴う骨粗しょう症とか、いろいろございます。最近、末期がんの方もこの特定疾病に含まれるということが報道されておりますが、40歳の方でも介護の方が非常に苦勞なされるということで、この2号保険者の40歳から64歳以下の特定疾病の方についても該当させていくものでございます。

続いて議案第21号でございますが、本巢市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について、新旧対照表67ページをお願いいたします。

この改正につきましては、特に米寿祝いについて、本巢市に居住しているということだけでいただけるということもございますけれども、特に老人に関する施設ができて、他市町村から転入して、極端なことを言いますと、きのう転入してきました88歳になったらすぐ褒賞金をもらえるというような状況になってまいりました。そういったことで、100歳もあわせまして、10年以上本巢市に在住しているという制限を設けるように改正したものでございます。

施行につきましては、18年4月1日から施行するというところでございます。

以上、簡単でございますけれども、補足説明とさせていただきます。

日程第27 議案第23号から日程第30 議案第26号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第27、議案第23号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてから日程第30、議案第26号 西濃環境整備組合理約の変更についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第23号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてでございますが、平成18年1月1日に羽島郡柳津町が岐阜市に、同年1月23日に土岐郡笠原町が多治見市に編入合併したこと及び同年3月27日に養老郡上石津町、安八郡墨俣町が大垣市に編入合併することにより、一部事務組合を構成する市町村名及び組合議会の定数を改めるため、この規約を改正するものでございます。

議案第24号 もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更についてでございますが、平成18年度から介護保険制度の改正及び障害者自立支援法の施行に伴い、もとす広域連合の処理する事務及び規約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

この2議案につきましては、健康福祉部長より御説明を申し上げます。

議案第25号 本巣消防事務組合理約の一部改正についてでございますが、平成18年4月1日から高圧ガス保安法等の県の事務が権限委譲されることに伴い、本巣消防事務組合理約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。総務部長より御説明を申し上げます。

次に議案第26号 西濃環境整備組合理約の変更についてでございます。

平成17年12月12日に大垣市の大垣市議会委員会条例の改正が行われことに伴い、西濃環境整備組合議会の組織及び議員の選任の方法を変更するために、規約の変更をすることについて議会の議決を求めるものでございます。これにつきましては、市民環境部長より御説明を申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第24号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 宇野利数君。

○健康福祉部長（宇野利数君）

議案第24号 もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更についてでございますけれども、95ページに変更の内容が記載されておりますけれども、改正の主なものとしましては、介護サービス利用者の利便性の向上に向け、大和園における居宅介護支援事業所の設置がされること。また、障害者自立支援法に基づく障がい程度区分認定のために、市町村は、審査会を設置し、審査判定をしなければならないことになっておりますが、審査会をもとす広域連合において共同設置することになりまして、審査判定事務が新たな事務として追加されること。また、平成17年6月29日に介護保険法の一部を改正する法律が公布され、平成18年度から高齢者に対する介護予防を推進するとと

もに、市町村等の各保険者に対する地域支援事業が新たに創設されましたこと。

こういったことを受けて、介護保険法上の保険者であるもとす広域連合においても、当該事業を開始するに当たりまして、これに要する費用の負担分について明確にするため、規約を変更されたものでございます。

簡単でございますけれども、補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

議案第25号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、議案第25号につきまして補足説明をさせていただきます。

現在、本巢消防事務組合におきまして、構成市町、本巢市、瑞穂市、北方町内におきます火薬類取締法に基づく事務の一部を処理しておりますが、岐阜県の事務処理の特例に関する条例の一部改正によりまして、18年4月から高圧ガス保安法等の事務を権限委譲により受けることに伴いまして、消防事務組合の規約の変更を行うというものであります。

内容につきましては、アの火薬類取締法につきましては、主に火薬類の製造の許可をすることとか、火薬類の販売・営業の許可をすることとか、許可を取り消すことなどが主なものでありまして、イの高圧ガス保安法につきましては、高圧ガスの製造の許可をすることとか、高圧ガス製造の事業を行うもの等、製造する高圧ガスの種類等の届けを受けること等がいわゆる事務でございます。ウのガス事業法、これにつきましてはガス用品の販売の事業を行うものに対して報告徴取をすること、また販売の事業を行うものの営業所の立入検査をすること等が主なものでございます。エの液化石油ガス関係でございますが、これにつきましては液化石油ガス販売事業者の登録をすることとか、登録の申請者に通知をすることとかが主な業務でございます。こういった事務につきまして新たに本巢消防事務組合で取り組んでいくというものでございます。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

議案第26号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 島田克廣君。

○市民環境部長（島田克廣君）

それでは、議案第26号 西濃環境整備組合規約の変更についての補足説明をさせていただきます。

平成17年12月12日に大垣市の大垣市議会委員会条例の改正が行われたことに伴いまして、西濃環境整備組合議会の組織及び議員の選任の方法を変更するため、規約の変更をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

議案第23号 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

議案第23号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第23号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第24号 もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

議案第24号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第24号 もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第25号 本巣消防事務組合理約の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

議案第25号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第25号 本巣消防事務組合理約の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第26号 西濃環境整備組合理約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

議案第26号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第26号 西濃環境整備組合理約の変更については、原案のと

おり可決することに決定しました。

日程第31 議案第27号から日程第35 議案第31号まで（上程・説明）

日程第32 議案第28号から日程第35 議案第31号まで（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第31、議案第27号 本巢市第1次総合計画基本構想についてから日程第35、議案第31号根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第27号 本巢市第1次総合計画基本構想についてでございますが、総合的かつ計画的な行政の運営を図りますための総合計画基本構想を策定いたしますため、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第28号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

平成16年度から平成20年度までを計画期間とする本巢東辺地に係る総合整備計画の内容について変更いたしますため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第29号 金原辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

平成16年度から平成20年度までを計画期間とする金原辺地に係る総合整備計画の内容について変更いたしますため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第30号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

平成17年度から平成21年度までを計画期間とする根尾東辺地に係る総合整備計画の内容について変更いたしますため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の御議決をお願いするものでございます。

議案第31号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

平成17年度から平成21年度までを計画期間とする根尾西辺地に係る総合整備計画の内容について変更いたしますため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の御議決をお願いするものでございます。

以上の5議案につきましては企画部長より御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第27号から議案第31号までの補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 高橋武夫君。

○企画部長（高橋武夫君）

それでは、議案第27号 本巢市第1次総合計画基本構想についての補足説明をさせていただきます。

近年の社会経済環境につきましては、経済活動の低迷の長期化、さらには高度情報化の到来、少子・高齢化の一層の進展、地方分権や三位一体改革の推進など、新たな課題に対応し、戦略性を持った市政運営の基本方針として、本巢市第1次総合計画を策定したものでございます。

策定に当たりましては、多くの市民の方を対象に意識調査等を実施いたしまして、その結果を踏まえ、現況と課題の把握をもとに関係職員で構成いたしております各委員会等で検討し、まちづくりの理念や将来の都市像を実現するための施策の大綱を示した基本構想及び具体的な施策展開の方向を定めました基本計画の構成で基本構想、基本計画の素案を策定いたしまして、それから有識者18名から成る計画審議会を昨年2月に第1回の委員会を開催していただきまして、7月には市長から計画案についての諮問をいたしまして、当初から7回ほどの審議会が開催されまして、十分な審議がなされ、去る2月23日に秋山計画審議会長から市長に対し最終の答申をいただいたものでございます。

それでは、提出させていただきました議案書の説明をさせていただきます。

今回議決をお願いいたしますのは、基本構想でございます。また、その後ろに資料として基本計画を添付させていただいておりますので、御参照願いたいと思います。

基本構想、基本計画の内容等につきましては、さきの全員協議会等におきまして詳細な説明をさせていただいておりますので、この場では省略をさせていただきます。骨子についての説明をお願いしたいと思います。

まず計画期間でございますが、基本構想につきましては平成18年度から平成27年度までの10年間といたしまして、基本計画につきましては、前期計画として18年度から22年度、さらに後期の計画につきましては23年度から27年度まで、それぞれ5ヵ年の計画とするものでございます。さらに実施計画につきましては、基本計画で定められました施策を向こう3年間で実施する具体的な事業内容を定め、毎年度見直しを行うローリング方式にて計画がされております。

それでは、基本構想の骨子につきましての概略の説明をさせていただきますが、お手元の議案書の基本構想の11ページ、12ページを参照願いたいと思います。

合併時に策定されました新市建設計画を基本としまして、本巢市のまちづくりの目標であります将来像につきましては、「自然と人が共生し、快適でころふれあうまち」として「まち」の創造を目指しております。さらに、本市の将来像を実現するための基本理念といたしましては、大きく3項目に分類されておまして、一つ目としましては「自然と共生するまち」、二つ目で「快適に過ごせるまち」、三つ目で「ころふれあうまち」、これを基本理念として掲げております。さらに、この基本方針といたしましては、それを5項目に分類しておまして、第1点目としては「自然に配慮した快適なまちづくり」、2点目としては「生きがいとやすらぎのあるまちづくり」、それと「活力と賑わいのあるまちづくり」「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」「みんなで築く希望に満ちたまちづくり」の以上5項目を基本といたしまして、さらにそれぞれの項目を細分化

し、施策の大綱として掲げて、総合的、計画的なまちづくりを展開していくものでございます。

なお、計画審議会の会長さんから答申をいただきましたが、4点ほどの意見が付されておりますので、これにつきましては読み上げさせていただきます。

1点目の意見としましては、将来像を実現するため、「自然と共生するまち」「快適に過ごせるまち」「こころふれあうまち」の三つの基本理念をもとに、重要性、優先度を勘案し、積極的に推進されたいというものでございます。

第2点目としましては、これからのまちづくりにおいては、市民ニーズの多様化や社会経済情勢の変化に柔軟に対応したきめ細かな施策を展開していくことが今まで以上に重要になることから、市民の視点に立った市民が主役のまちづくりを進めるとともに、必要に応じて弾力的な運用や計画の見直しを図られたいと。

3点目といたしましては、計画の実施に当たっては、常に進捗状況を把握し、事業評価システムの導入などにより絶えず費用対効果を検証しつつ、効果的な事業を実施するとともに、できるだけ早く市民にわかりやすい方法で情報公開されたい。

4点目としましては、日本の人口は減少局面に入りつつあり、市民生活や地域社会、経済活動に影響が予想されるため、市の活性化に向けた少子化に対する取り組みについて積極的に施策を展開されるようにとの意見をいただいておりますので、以上4点の意見も十分踏まえまして、施策の推進に邁進していきたいというふうに考えております。

参考資料としましては、お手元の方には基本計画書も添付させていただいておりますので、御参照の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。27号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第28号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。これについての補足説明をさせていただきます。

辺地全般的なことを前もってお話ししますが、辺地の指定につきましては、交通条件、また自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活、文化水準が著しく低い地域で、辺地の地域の中心から駅または停留所、小・中学校、医療機関などまでの距離や、公共交通機関の状況などについて算定されたへんぴな程度を示します辺地度数が100点以上あって、公共的施設を整備することが特に緊急な地域であることが要件となっております。

現在、市内におきましては、本巢地域に本巢東辺地、それと金原辺地、根尾地域には根尾東辺地及び根尾西辺地の四つの辺地の総合整備計画がありまして、既に議決をいただいておりますが、今回、辺地に係ります公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の第3条第1項の規定に基づきまして、辺地の総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案第28号の本巢東辺地に係ります補足説明をさせていただきますが、この東辺地の区域、また事業計画位置等につきましては、別添資料の7の図面を参照願いたいと思います。

当地域を構成いたします区域につきましては、本巢市の外山、これは川内、木倉の区域でござ

います。それと木知原の一部、長谷地域でございまして、計画期間につきましては平成16年度から平成20年度までの5ヵ年計画でございまして、それと、区域の中心につきましては本巢市外山1674番地の3で、辺地度数につきましては165点というものでございまして。

変更の内容でございまして、これにつきましては資料5の新旧対照表をごらん願いたいと思います。

まず2の公共施設の整備を必要とする事情でございまして、これにつきましては語句の訂正があります。上段につきましては、近隣市町村の合併に伴いまして地勢の表現を変更したものでございまして、4地区共通の変更でございまして、内容につきましては、「武儀郡」を合併によりまして「関市」ということと、それから「揖斐郡」を「揖斐郡揖斐川町及び大野町」というふうに変更するものと、下段につきましては当辺地の世帯数の関係でございまして、この世帯数の増加に伴いまして「153世帯」が「157世帯」に変更させていただくものでございまして。

続きまして3の公共的施設の整備計画でございまして、市道につきましては、市道本巢3014号、これは通称「長谷線」というものでございまして、この改良事業を平成18年度から19年度の2ヵ年計画をしておりましたが、これを平成19年度から21年の3ヵ年へと事業年度を変更したことに伴いまして、辺地の計画期間外でございまして平成21年度分の事業費1,200万円を減額するものでございまして。

次に林道につきましては、林道宮谷・金坂線の開設事業の立木補償の増加に伴いまして事業費631万7,000円を増額するものと、新たに林業経営の合理化を目的とした林道猪ノ谷線の開設事業を平成18年度に追加したことに伴いまして、事業費としては2,980万円の増額をお願いするものでございまして。

また、飲料水の供給施設につきましては、金原辺地と給水区域をともにしております外山簡易水道整備事業を、平成17年度から20年度の事業計画を19年度から22年度に事業年度の変更に伴います事業費と、木知原簡易水道の施設整備事業を17年度から19年度の計画を20年度から22年度へと、事業計画年度の変更に伴います事業費から、辺地の計画期間外であります21年度以降の事業費としまして2億9,993万9,000円を減額させていただくものでございまして。

また、消防施設につきましては、小型動力ポンプの積載車を平成16年度に購入いたしましたが、車種等の仕様の変更に伴いまして事業費として121万5,000円を増額したものと、新たに消防力の強化を目的とした小型動力ポンプの購入事業を平成18年度に追加したことに伴いまして、事業費として150万円を増額させていただいたものでございまして。

以上で議案第28号の補足説明を終わらせていただきまして、続きまして議案第29号 金原辺地に係る総合整備計画の変更についての補足説明をさせていただきます。

この当金原辺地、また事業計画位置等につきましても、資料としましては7の図面の参照、東辺地と同じでございまして、7の図面の参照を願います。

辺地を構成いたします区域につきましては、本巢市の金原の区域でございまして、計画期間につ

きましては平成16年度から平成20年度までの5ヵ年でございます。また、区域の中心につきましては本巢市金原751番地2で、辺地度の点数につきましては124点ということになっております。

変更の内容でございますが、これにつきましては資料6の新旧対照表を御参照願いたいと思っておりますが、まず2の公共施設の整備を必要とする事情でございますが、これも語句の訂正でございます。これも上段につきましては、近隣市町村の合併に伴いまして地勢の表現を変更したものと、中段につきましては、当辺地の世帯数の増加に伴いまして「49世帯」を「50世帯」に変更させていただくものでございます。下段につきましては、次に説明させていただきますが、林道整備計画を新たに追加したことに伴いまして語句を入れさせていただいたものでございます。

続きまして3の公共的施設の整備計画でございますが、まず林道につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、新たに林業経営の合理化を目的とした林道谷山線の舗装事業を追加したことに伴いまして、事業費といたしましては1,500万円を増額したものでございます。

また、飲料水の供給施設につきましては、本巢東辺地と給水区域をともしております外山簡水の簡易水道施設整備事業を、平成17年度から平成20年度の計画を平成19年度から22年度へと事業計画年度の変更に伴いまして、辺地の計画期間外であります21年度以降の事業費を8,440万8,000円減額をお願いするものでございます。

次の議案ですが、議案第30号の根尾東辺地に係る総合整備計画の変更についての補足説明をさせていただきます。

この根尾東辺地の区域、また事業計画の位置等につきましては、別添資料の図面10でございます。これを参照願います。

辺地を構成する区域につきましては、本巢市根尾の小鹿、松田、下大須、上大須、口谷、奥谷の区域でございます。計画期間につきましては平成17年度から平成21年度までの5ヵ年でございます。区域に中心につきましては根尾口谷63番地でございますが、辺地度の点数につきましては125点でございます。

変更の内容でございますが、これにつきましては資料8の新旧対照表をごらん願いたいと思っております。

まず2の公共施設の整備を必要とする事情でございますが、これにつきましても語句の訂正ということがございます。上段につきましては、近隣市町村の合併に伴いましてその地勢の表現を変更したものと、下段につきましては、辺地の世帯数の減少に伴いまして「88世帯」を「86世帯」に変更させていただくものでございます。

続きまして3の公共的施設の整備計画でございますが、市道につきましては、平成17年度に実施いたしました市道根尾33号線と市道根尾36号線の舗装事業の舗装延長をそれぞれ短縮したことに伴いまして、事業費が808万2,000円の減をするものでございます。

また、林道につきましては、林道鍋倉線の改良事業の改良延長を短縮したことに伴いまして事業費が296万円の減額、それと林道鍋倉線の総事業を平成17年度から19年の3ヵ年計画から17年から20年の4ヵ年計画へと、事業年度変更に伴いまして事業費が595万円の増額をするものでござい

す。さらに、林道伊自良・根尾線の開設事業の用地補償につきましても、平成18年度の単年度で見られておりましたが、平成18年度から21年度の4ヵ年計画へと事業年度を延長することに伴いまして

100万円ほどの増額をお願いするものでございます。

以上で30号の補足説明を終わらせていただきまして、続きまして議案第31号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についての補足説明をさせていただきます。

この区域につきましては、同じく資料10の図面を参照願いますが、辺地を構成いたします区域につきましては、本巢市の根尾長嶺、八谷、天神堂、長島、能郷、黒津、越波、大河原、以上の区域でございます。計画の期間につきましては平成17年度から平成21年度までの5ヵ年でございます。区域の中心につきましては根尾長嶺 310番地ということで、辺地度の点数につきましては108点というふうになっております。

変更の内容でございますが、これは資料9の新旧対照表を御参照願います。

まず2の公共施設の整備を必要とする事情でございますが、これにつきましても語句の訂正がございます。上段につきましては、近隣市町村の合併に伴います地勢の表現を変更したものと、下段につきましては、当辺地の世帯数の増加に伴いまして「132世帯」を「134世帯」に変更させていただくものでございます。

続きまして3の公共的施設の整備計画でございますが、市道につきましては、市道根尾83号線の舗装事業を追加したことに伴いまして、事業費として2,000万円を増額するものでございます。

林道につきましては、林道大井・能郷線の開設事業の事業費を平成17年度実績をもとに見直したことに伴いまして約1億4,250万円を減額するもの、また林道猫峠線の改良事業の事業量の減によりまして2,725万円を減額するものでございます。総額では1億6,975万円の減となるものでございます。

続きまして消防施設でございますが、平成17年度の防火水槽新設事業の事業費の実績に伴いまして164万円の減額をするものと、新たに19年度に防火水槽を設置するというので、これが事業費500万円の増額をお願いするものでございます。

以上で辺地計画四つの補足説明を終わらせていただきますが、この辺地の総合計画により事業を実施いたしますと、辺地対策事業債の対象となりまして、その元利償還金の8割が交付税等で措置されることとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（上谷政明君）

議案第28号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

議案第28号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第28号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第29号 金原辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

議案第29号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第29号 金原辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第30号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

議案第30号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第30号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第31号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

議案第31号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第31号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩します。20分から再開します。

午後2時05分 休憩

○議長（上谷政明君）

再開します。

日程第36 議案第32号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第36、議案第32号 工事請負契約の変更契約の締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第32号 工事請負契約の変更契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

平成17年9月7日に請負契約を締結いたしました本巢市防災行政無線設備設置工事につきまして、変更契約を締結いたしますため、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決をお願いするものであります。詳細につきましては総務部長より御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第32号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

議案第32号につきまして補足説明をさせていただきます。

昨年の9月5日に議会で承認をいただきました防災行政無線の設備設置工事につきまして、以後、工事の施工管理をしておる中で、工事内容につきまして変更が生じたということでもありますので、今回承認をお願いするものでございます。

変更による増額ということで357万9,450円ということでもあります。

工事内容につきましては、親局、これは本庁舎内の2階に基地局が設けてありますが、その非常電源装置、いわゆる停電時に備えて設置するものでございます。この非常電源装置につきまして、20時間対応ということで予定しておりましたが、東海総合通信局及び中部電力との協議の中で、30時間対応ということで変更していきたいということでありまして、非常電源装置の変更ということでもあります。

もう1点につきましては、本巢地域の大茂山に中継局を設置しておるわけでございますが、その設置に伴いまして、空中線柱、いわゆるアンテナ用の鉄塔でございますが、これを立て込み型で予定しておりましたが、建築確認申請時の指導によりまして、ベース型、いわゆる基礎に直接アンカーで固定するという工事の変更が生じたということでもありますので、御理解いただきたいと思

ます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第32号については、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

議案第32号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第32号 工事請負契約の変更契約の締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第37 議案第33号から日程第43 議案第39号まで（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第37、議案第33号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第6号）についてから日程第43、議案第39号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第5号）についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第33号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ6億3,934万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、合併市町村支援交付金などの県補助金、財政調整基金からの繰入金及び道路改良事業負担金などの雑入の減額が主なものでございます。また、歳出につきましては、地域振興基金への積立金及び老人保健医療特別会計への繰出金の増額、市道改良工事等の土木費、生活保護扶助費などの民生費及び防災行政無線工事などの消防費の減額が主なものでございます。詳細につきましては、助役から御説明を申し上げます。

議案第34号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、事業勘定につきまして、歳入歳出それぞれ1億5,447万1,000円の補正をお願いするものでございます。歳入で、療養給付費等負担金及び療養給付費交付金の増額。歳出では、一般及び退職被保険者等療養給付費の増額が主なものでございます。

また、施設勘定につきましては、国保事業勘定からの繰り入れにより、歳入歳出それぞれ12万円の補正をお願いするものでございます。

議案第35号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ6,296万2,000円の減額をお願いするものでございます。歳入で、医療費交付金及び医療費負担金の減額及び一般会計からの繰入金が増額。歳出では、医療給付費の減額が主なものでございます。

以上につきましては、市民環境部長より御説明を申し上げます。

議案第36号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算それぞれ308万4,000円の減額をお願いするものでございます。歳入で、消費税還付金の増。歳出で、管路布設工事の減が主なものでございます。

議案第37号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算それぞれ2,217万円の補正をお願いするものでございます。歳入では、特定基盤整備推進交付金及び一般会計からの繰入金が増額。歳出で、還付金及び水道管移転に伴う補償費の増額が主なものでございます。

議案第38号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ2,960万2,000円の減額をお願いするものでございます。歳入で、一般会計からの繰入金及び下水道債の減額。歳出では、管路布設工事などの本巢地区下水道事業費の減額が主なものでございます。

議案第39号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第5号）についてでございます。

収益収入及び支出におきまして、人件費の減額によりそれぞれ400万円の減額。また、資本的及び支出におきまして、一般会計からの負担金及び新規加入者加入金の増額により、収入で1,156万円の補正をお願いするものでございます。

以上につきましては上下水道部長より御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第33号の補足説明を助役に求めます。

助役 高木 巧君。

○助役（高木 巧君）

それでは、平成17年度一般会計補正予算書（第6号）の関係で補正予算の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま市長の提案説明にございましたように、歳入歳出予算の補正につきましては、第1条関係でございますが、6億3,934万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億4,389万8,000円とするものでございまして、詳細につきましては事項別明細書で説明をさせていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

7ページには、第2表で繰越明許費の設定をお願いするものでございます。3項目でございます。まず最初に、農林水産業費の林業費、林道整備事業でございますが、これにつきましては、大井・能郷線公共林道開設事業ほか1事業について、豪雪により工事が施工できないため繰り越しをお願いするもので、トータル額は5,356万余でございます。次に土木費で2本ございまして、道路橋りょう費、事業名のところで西部連絡道路整備事業3億4,500万円余でございますが、これにつきましては、ガス管移設、それから信号機設置等、関係機関との調整に時間を要する等の事由で年度内完成が困難となり、繰り越しをお願いするものでございます。またその下、商業施設周辺整備事業関連で4億2,600万円余でございますが、これにつきましては、積雪及びモレラ岐阜建設工事との工程調整によりまして年度内の完了が困難となり、繰り越しをお願いするものでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

14ページ、事項別明細書のまず歳入でございますが、目別の補正額を計上しておりますが、金額が大なるものを中心に御説明を申し上げます。

まず最初に、市民税でございます。市民税の個人分、補正額1,400万円の増額補正をお願いするわけでございますが、これは本市の税務課職員を県の税務課へ派遣いたしまして、特別徴収チームを編成する中で滞納処分を積極的に行っておるその結果に基づく増額分でございます。

それから一つ飛びまして、市税の市たばこ税でございますが、補正額が△の1,120万円。近年の禁煙者の増加に伴う消費本数の減によるものでございます。

15ページをお開きいただきます。

15ページの上から三つ目の箱でございますが、地方交付税でございます。補正額3,800万円余の増額補正をお願いするものでございまして、内訳につきましては、説明欄記載のとおり、普通交付税で1,200万円余、特別交付税で2,500万円余でございます。この普通交付税につきましては、国の補正予算により交付税総額の増額に伴う調整額、この復活による増額分でございます。特別交付税につきましては、12月交付額及び豪雪に伴う除雪費の交付額の増額分が含まれてございます。

16ページをごらんいただきます。

一番上の箱、負担金でございますが、民生費負担金、補正額1,080万円余でございます。このうち特に大きなものとして、保育料負担金1,172万円余の増額でございますが、これにつきましては保育料の見込み増に伴う増額分でございます。

17ページをお開きいただきます。

17ページの下の方でございますが、国庫の負担金、そのうち民生費国庫負担金、補正額で1,740万円余の減額でございますが、このうち主なものとして、その負担金の一番下に

生活保護費負担金△の 1,400万円余の減額でございます。これは主に医療扶助の見込み減に伴う負担金の減額分でございます。

18ページが一番上の枠でございますが、国庫補助金のうち上から三つ目、土木費国庫補助金 850万円の増額補正をお願いするものでございますが、これは今冬の豪雪に伴います特別措置に係る新規の補助金として交付がなされるものでございます。

19ページをお開きいただきます。

19ページの下枠、県補助金でございますが、そのうち総務費県補助金、補正額で△の 6,900万円余が計上されておりますが、このうち主なものといたしましては、説明欄に記載の合併市町村支援交付金△の 7,200万余でございます。これは今年度の防災行政無線整備事業費の入札差金による減額分でございます。

その下に、民生費県補助金で△の 2,200万円余がございますが、これの主なものといたしましては、節欄の一番下、児童福祉費補助金のうち、20ページの説明欄上から三つ目でございますが、延長保育促進事業費補助金ということで△の 1,800万円余を計上させていただいております。これは制度の改正によりまして、11時間未満の場合が一般財源化されたことに伴いまして、県からの補助金が減額になるものでございます。

22ページをお開きいただきたいと思っております。

22ページが一番下、雑入のうち、目の雑入で、補正額が△の 4億 1,400万円余を計上させていただいております。その主なるものといたしましては、23ページをお開きいただきたいと思っております。23ページの上の枠の説明欄下から二つ目、道路改良事業負担金といたしまして△の 4億 2,800万円余がございます。これは商業施設周辺整備事業におきますところの入札差金等による減額分でございます。

その下の枠、市債でございますが、市債の目の合併特例債△の 7,840万円を計上させていただいておりますが、これは対象事業に係る財源を国庫補助金へ組み替えたもののほかに、入札差金に伴う起債充当の減額によるものでございます。

24ページをごらんになっていただきたいと思っております。

ここからが歳出でございます。

総務管理費のうち、目欄、財産管理費の補正額△の 2,100万円余を計上させていただいております。このうち、節欄の工事請負費△の 2,040万円余を計上させていただいておりますが、説明欄記載の真正分庁舎改修工事で 1,970万円余の減額がございますが、これにつきましても入札差金が主な理由でございます。

その下、企画費で補正額△の 2,390万円余を計上させていただいております。節欄の上から二つ目、工事請負費 1,566万円余の減額補正をお願いするわけでございますが、これにつきましては建物解体撤去工事に係る入札差金ということでございます。

25ページをお開きいただきたいと思っております。

25ページの上の枠でございますが、総務管理費の目の地域振興基金費、補正額で 1億 1,100万

円の増額ということでお願いをしたいと思います。これは不均一課税分に係りますところの平成16年度精算分、それと平成17年度事業費充当後の残額分を積み立てるものでございます。

少し飛びますが、29ページをお開きいただきたいと思います。

29ページ、下の枠、民生費の生活保護費のうち、目欄、扶助費でございますが、補正額として△の1,890万円余を計上させていただいております。これは説明欄記載のとおり、生活保護扶助費に係ります減額分で、これは医療費扶助の見込み減に伴う生活保護扶助費の減額分ということでございます。

30ページをごらんいただきたいと思います。

30ページは、真ん中の枠の保健衛生費の目欄二つ目でございますが、保健事業費、ここで補正額で△の2,340万円余を計上させていただいております。このうち主なものは、節欄の委託料でございますして△の1,900万円。これは、受診者見込み数の減によるものでございます。

31ページをお開きいただきたいと思います。

31ページの一番上の枠、清掃費の塵芥処理費でございますが、補正額といたしまして△の3,750万円余。このうち、節欄にそれぞれ記載してございますが、まず委託料の方で△の1,700万円。そのうち、説明欄記載のとおり、ごみ処理委託料として1,650万円余の減額でございますけれども、大変ありがたいことに、分別の徹底等によりまして、粗大ごみ、特に県外での処理をお願いしてお

りますものの搬出量の減に伴います委託料の減ということでございます。その下に工事請負費で

2,000万円の減額補正をお願いしてございますが、これは説明欄に記載のとおり、本巣地域のストックヤード整備工事に係ります入札差金ということでございます。

33ページをお開きいただきたいと思います。

33ページの真ん中の枠、商工費のうち、目欄、観光費の補正額欄△の5,000万円余をお願いしてございますが、このうち主なものは、節欄の工事請負費△の4,700万円余でございますが、これは説明欄記載のとおりで、断層公園の展望台の整備工事。これにつきましては、国庫補助対象事業に該当させるために実施年度を翌年度に移行したことによる減額分でございます。

34ページをごらんいただきたいと思います。

34ページの下枠でございますが、道路橋りょう費のうち、目欄、道路新設改良費で、補正額が△の4億2,200万でございます。これにつきましては、節欄の工事請負費のところ△の3億3,600万ということで、市道改良工事に係りますところの入札差金でございますが、これは商業施設周辺の市道改良工事の入札差金ということでございます。

36ページをお開きいただきたいと思います。

36ページが一番下の枠でございますが、消防費の目欄、災害対策費、補正額が△の5,180万円余でございます。このうち主なものは、節欄の工事請負費で△の5,000万円。これにつきましては、防災行政無線整備工事に係ります入札差金分の減額分ということでございます。

41ページをお開きいただきたいと思います。

41ページは給与費の明細でございますが、41ページが特別職、42ページが一般職でございます。また、44ページは地方債の現在高等の調書となっております。

以上で一般会計補正予算（第6号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（上谷政明君）

議案第34号と議案第35号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 島田克廣君。

○市民環境部長（島田克廣君）

それでは、議案第34号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

1 ページでございますが、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,447万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,958万9,000円とし、施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,953万3,000円とするというものでございます。

主なものについて御説明をさせていただきます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

6 ページ、歳入でございます。

中ほどでございますけれども、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金、現年度分で5,486万円の補正をお願いするものでございますけれども、これは平成17年度の交付申請額に基づく交付決定見込み額でございます。その下の過年度分でございますけれども2,091万4,000円でございますが、これは平成16年度分の追加交付額の確定によるものでございます。

その下へ行きますと、国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金でございますが、特別調整交付金ということで149万2,000円。これは根尾診療所の僻地直診の運営費等に対する交付決定見込みによるものでございます。

次に1 ページめくっていただきまして7 ページでございますが、一番上でございまして、療養給付費交付金でございますが、現年度分7,125万6,000円でございます。これは退職者の療養給付費の変更決定によるものでございます。過年度分でございますが358万7,000円は、16年度の退職者の療養給付費の追加交付額の確定によるものでございます。

次、一番下の繰入金でございますけれども、一般会計繰入金でございます。3節の職員給与費等繰入金475万6,000円の減額でございますけれども、これは歳出の一般管理費を減額したことにより繰入金を減額するものでございます。

次に10ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますけれども、一番上の保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費でございます。19節の負担金、補助及び交付金でございますが8,273万3,000円をお願いするものでござ

います。これは療養給付費が当初見込みを上回る見込みによるものでございます。

その下の2目の退職被保険者等療養給付費でございますが、19節、負担金、補助及び交付金で6,402万5,000円をお願いするものでございますけれども、これも上と同じで、退職者に対する療養給付費が当初見込みを上回る見込みによるということでございます。

一番下へ行きますと、保険給付費の高額療養費でございますが、一般被保険者高額療養費で、負担金、補助及び交付金1,073万1,000円でございますけれども、これも当初見込みを上回る見込みということによりお願いをするものでございます。

次、1枚はねていただきまして11ページでございますが、一番上の老人保健拠出金でございます。負担金、補助及び交付金で667万6,000円をお願いするものでございますけれども、拠出金額の確定によるものでございます。

一番下、予備費で784万4,000円の減額でございますけれども、財源調整をさせていただいたものでございます。

次、施設勘定でございますけれども、17ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますが、診療収入、入院収入でございますが、1目から5目におきまして、国保、老人保健、一部負担金、標準負担金、それぞれ医科の入院患者の減によりまして137万2,000円の減額をお願いするものでございます。

下の段へ行きますと、事業勘定繰入金でございますけれども149万2,000円。国保事業勘定繰入金として事業勘定から繰り入れをさせていただくものでございます。

最後の18ページでございますけれども、歳出において、予備費におきまして12万円の財源調整をさせていただくものでございます。

次、議案第35号平成17年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,296万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,020万5,000円とするというものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページ、歳入でございますけれども、一番上の支払基金交付金でございます。医療費交付金でございますが、現年度分が減額の8,714万4,000円でございます。これは支払基金の交付金変更決定によるもので、医療費の減によるものでございます。

その下の国庫支出金でございますけれども、医療費負担金、現年度分、減額の3,094万8,000円。これは国からの交付決定によるもので、医療費の減に伴うものでございます。

その下の県支出金でございます。医療費負担金、現年度分が減額の773万7,000円。これは県からの交付決定によるもので、医療費の減によるものでございます。

一番下の繰入金でございます。一般会計繰入金6,097万1,000円でございますが、本会計の不足額相当分の繰り入れをお願いするものでございます。

次に8ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますけれども、医療諸費の医療給付費でございます。負担金、補助及び交付金におきまして 6,000万円の減額でございますけれども、平成17年の実績見込みによりまして医療給付費負担金の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第36号から議案第39号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 林 賢一君。

○上下水道部長（林 賢一君）

それでは議案第36号、平成17年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）の4ページをごらんください。

第2表の繰越明許費の配水管布設事業は、神海地区の農業集落排水事業及び県が根尾板所の国道157号線公共交通安全施設等整備事業の繰り越しに伴うものでございます。

7ページをごらんください。

分担金の加入時引き込み工事 500万円の減額につきましては、開発等に伴う申し込みがなかったことによります。

雑入の配水管移設補償費 967万 2,000円の減は、下水道事業において布設がえ延長の減に伴い、減額となっております。

8ページをごらんください。

一般管理費の職員給与費は、職員の育児休暇延長による減額でございます。

工事請負費の消火栓設置工事は、管路布設工事からの組み替えでございます。管路布設工事の800万円の減額は、配水管布設工事で238メートルの延長増で491万 2,000円増加したものの、下水道工事に伴う布設がえ及び開発による布設工事などで445メートルの減に伴い、減額になっております。

続きまして議案第37号、平成17年度農業集落排水特別会計補正予算（第4号）の4ページをごらんください。

第2表 繰越明許費の神海地区は、積雪による影響と樽見鉄道横断の管路工事について協議に時間を要したことによります。真正地区につきましては、管路工事における仮設道路の設置について地権者との協議に時間を要したことなどによります。

8ページをごらんください。

農業費分担金の加入者加入金は、弾正西、早野地区は加入者増により増額、他地区では少なかったことにより減額をしております。

使用料については、弾正西、小弾正、高尾地区で戸数の増加はあったものの、主に人数の減などにより減額となっております。その他の地区においては、接続戸数の増により増額をしております。

9ページをごらんください。

特定基盤整備推進交付金は、交付金の増額に伴うものでございます。

10ページの歳出の方でございますが、一般管理費の償還金、利子及び割引料の還付金は、消費税の精算による還付でございます。

11ページの神海地区の水道管移転補償費は、布設がえ延長 305メートルの増に伴い、増額をするものでございます。

真正地区の水道管等移転補償費は、配管工事に支障があるため、電柱 2 本の移転補償費でございます。

続きまして議案第38号、平成17年度公共下水道特別会計補正予算（第2号）の7ページをごらんください。

分担金の増額は、戸数の増加と商業施設の加入に伴うものでございます。

使用料の根尾中央の減額の主なものは、事業所等の使用水量の減によるもので、本巣地区の増額は、接続戸数の伸びによるものでございます。

国庫補助金の首都圏近郊補助率差額補助金は、15年度補助事業に対する補助金でございます。

8ページをごらんください。

雑入の消費税還付金は、16年度繰り越し分などの還付金でございます。

10ページをごらんください。

歳出の方ですが、根尾地区下水道事業費の需用費の修繕料は、ポンプの修理費の不足分でございます。委託料の実施設設計費の減は、入札差金によるものです。また、汚泥運搬及び処理費の減は、発生汚泥量の減及び処理先を変更したことによるものでございます。工事請負費の減は、入札差金によるものです。

補償、補填及び賠償金の減は、掘削の結果、布設がえ延長が 600メートル短くなったことによります。

最後に議案第39号、平成17年度水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

2ページをごらんください。

第6条の予算の繰り越しは、3ページの表でございますが、真正地区農業集落排水事業及び早野見延地内西部連絡道路改良工事の繰り越しに伴うものでございます。

4ページの収益的収入及び支出をごらんください。

支出の総係費の人件費が異動により 380万 9,000円減になっております。予備費19万 1,000円を減にし、営業外収益の他会計補助金を 400万円減額としております。

5ページの資本的収入及び支出をごらんください。

一般会計負担金は、過年度分損益勘定留保資金からの補てんを少なくするため 800万円増額としております。加入金の新規加入者加入金 365万円は、見込みより44戸増加したことによります。

以上で補足説明を終わります。

日程第44 議案第40号から日程第50 議案第46号まで（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第44、議案第40号 平成18年度本巢市一般会計予算についてから日程第50、議案第46号 平成18年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第40号 平成18年度本巢市一般会計予算について御説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 145億円であります。

新年度予算につきましては、商業施設周辺整備事業を初め、工場跡地用地取得事業、本巢中学校建設事業などの大型事業が完了したことによりまして、前年度予算を30億 6,000万円下回り、対前年度比17.4%の減となりましたが、少子化対策に重点を置くとともに、本巢市第1次総合計画で掲げております主要事業に沿って予算の重点配分に努めました。

歳入の主なものといたしましては、市税54億 1,899万 2,000円で、税制改正による市民税の増を見込みましたものの、評価替えに伴う固定資産税の減によりまして前年度対比 0.5%と、若干の減額となっております。

また、地方譲与税については、所得譲与税の増によりまして5億 3,600万円、対前年比32.3%の増となりましたが、国庫支出金では、国庫負担金、補助金の減額により3億 7,984万 3,000円、対前年比42.1%の減。繰入金では、基金からの繰入金の減額により5億 7,000万 1,000円、対前年比43.6%の減。諸収入では、雑入の大幅な減額により4億 5,802万 6,000円、対前年比 7.2%の減となったほか、市債でも、合併特例債の減額により14億 2,030万円、対前年比40.9%の減となりました。

次に歳出の主なものにつきましてでございますが、総務部関係では、昨年度に引き続き、防災行政無線整備のために7億 2,667万 3,000円を計上し、平成19年度の完成を目指します。また、避難所等の看板の設置に488万 9,000円、国民保護法に基づく市の国民保護計画策定事業に200万円を計上し、防災意識の向上と武力攻撃事態に対処してまいります。

次に企画部関係では、市の歌を作成するため543万 4,000円を計上し、市民の一体感の醸成を図るとともに、男女共同参画プランの策定に170万円、子育て支援事業として若者出会い支援事業や子育て支援企業懇談会事業に893万円を計上し、ソフト施策に重点を置いて事業を進めております。また、樽見鉄道運営維持費補助金につきましては4,470万 6,000円を計上し、引き続き支援をしてまいります。

次に市民環境部関係では、市単独の児童医療費助成対象を8歳から12歳になる年度までに拡大したことに伴い5,297万 9,000円を計上するとともに、県の制度改正により乳幼児医療の通院に係る助成が3歳未満から小学生就学前までに拡大されたことにより9,647万 3,000円を計上し、少子化対策に努めてまいります。また、温室効果ガス抑制のための地球温暖化対策実行計画策定に197

万 2,000円計上いたしました。

次に健康福祉部関係でございますが、新規事業として、認知症の予防を図るための脳の健康教室事業に76万 4,000円を計上するとともに、不妊治療への助成に市単独の新たな制度を設け、不妊治療費の一部を助成する特定不妊治療助成事業に50万円を計上いたしました。

次に産業建設部関係では、西部連絡道路整備に8億 6,524万 5,000円、モレラ岐阜周辺の道路整備に1億 5,096万 4,000円を計上し、市内道路網を整備し交通渋滞の緩和に努めるとともに、農業機械導入に対する補助金として、ぎふクリーン農業生産流通総合整備事業補助金に1,450万 5,000円、水稲コーンポールマルチ栽培等への補助金として、ぎふクリーン農業新技術取り組み支援事業補助金に491万 8,000円を計上し、農業振興に努めるほか、林道整備に1億 3,646万 3,000円を計上し、林業振興を図ってまいります。

次に教育委員会関係では、健康増進施設として、軽スポーツを楽しめる糸貫川多目的広場整備に1億 8,852万円、総合型地域スポーツクラブの設立のための補助金として605万円を計上し、スポーツ振興を図るとともに、学校教育環境の充実のため、小学校耐震診断及び補強計画の策定事業に1,118万 5,000円、学校給食センターを統合するための実施計画委託業務に2,535万円を計上いたしました。

詳細につきましては、8日の議会全員協議会において助成から御説明を申し上げさせていただきます。

議案第41号 平成18年度本巣市国民健康保険特別会計予算でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億円で、療養給付費が主なものでございます。

また、施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億 2,800万円で、医薬材料費が主なものでございます。

議案第42号 平成18年度本巣市老人保健医療特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億円で、医療給付費負担金が主なものでございます。

以上、詳細につきましては市民環境部長から御説明申し上げます。

議案第43号 平成18年度本巣市簡易水道特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億 8,600万円で、新設改良費が主なものでございます。

議案第44号 平成18年度本巣市農業集落排水特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億 8,000万円で、真正地区及び神海地区の農業集落排水事業費が主なものでございます。

議案第45号 平成18年度本巣市公共下水道特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億 3,800万円で、本巣地区下水道整備事業費が主なものでございます。

議案第46号 平成18年度本巣市水道事業会計予算についてでございますが、収益的収入及び支出につきましては、それぞれ3億 4,800万円で、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入が4億 8,538万円、資本的支出が5億 9,100万円でございます。

以上の詳細につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第40号については、明日の議会全員協議会で説明をしてもらいます。

議案第41号と議案第42号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 島田克廣君。

○市民環境部長（島田克廣君）

それでは、議案第41号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計予算について補足説明を申し上げます。

前年度に比較しまして大きいものにつきましてのみ説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、8ページをお開きいただきたいと思います。

一番上でございますが、国民健康保険税でございます。一般被保険者国民健康保険税、本年度8億2,572万9,000円、前年度に比較しまして1,588万5,000円の減でございますけれども、この主な要因といたしましては、医療給付費分の、世帯では31世帯ふえておりますが、一般被保険者は逆に117人ほど減っているということによる減でございます。

次、2目の退職被保険者等国民健康保険税でございますが、本年度1億7,434万5,000円でございますが、前年度に比較いたしまして1,667万7,000円の増となっております。この主な要因は、医療給付費分で114世帯185人と、介護納付金分で13世帯19人の被保険者数の増加によるものでございます。

次、9ページでございますが、中ほど、4款の国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金でございます。本年度1,956万1,000円でございますが、前年度に比較をいたしまして1,356万円の増でございます。これは、特別調整交付金で手当てされますヘルスアップ事業に伴う交付金が主なものでございます。後ほど歳出の方で御説明を申し上げます。

次、その下の療養給付費交付金でございます。本年度5億9,877万9,000円、前年度に比較をいたしまして1億2,413万9,000円の増でございますが、これは退職給付費から退職者の保険税を差し引いたものが支払基金から交付されるもので、過去6年間の実績に基づいたもので、平成17年度見込み額の13.3%の伸びを見込んだものでございます。

次、10ページの中ほどでございます。6款の県支出金、県補助金、2目の県財政調整交付金でございます。本年度8,698万8,000円でございますが、前年度に比較いたしまして3,806万3,000円の増でございます。これは定率国庫負担金が36%から34%に下がる分、これを県補助金で補うもの

で、平成17年度は3%を見込んでおりましたが、18年度は2%アップの5%で見込んでおります。

次、11ページでございます。中ほどの9款の繰入金でございます。他会計繰入金、一般会計繰入金でございますが、本年度3億2,652万4,000円、前年度に比較をいたしまして4,593万7,000円の減でございますが、主な理由といたしましては、その他一般会計繰入金の医療費波及増

分に、合併の調整による法定外繰り入れの減が主なものでございます。

次に12ページ、10款の繰越金でございます。その他繰越金で、本年度2億 1,859万 3,000円、前年度に比較をいたしまして 6,949万 8,000円の増でございますが、17年度の繰越見込み額の増によるものであります。ちなみに、16年度の繰越額は3億 1,400万円余りでありました。

次に歳出でございますけれども、16ページをお開き願います。

一番上の保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費、本年度11億 3,427万 3,000円、前年度に比較をいたしまして 8,567万 1,000円の増でございます。過去6年間の推計値で17年度見込み額の 5.6%アップを見込んでいるものであります。

次にその下、2目の退職被保険者等療養給付費でございますが、6億 3,430万 5,000円、前年度に比較いたしまして1億 1,323万 6,000円の増でございます。これも過去6年間の推計値で17年度見込み額の11.8%アップを見込んでいるものでございます。

次、一番下の2款の保険給付費でございます。高額療養費の一般被保険者高額療養費でございます。本年度 9,975万 9,000円、前年度に比較をいたしまして 1,155万 1,000円の増でございます。これも過去6年間の推計値で17年度見込み額の 1.7%アップを見込んだものでございます。

次、17ページでございますが、一番上の保険給付費、高額療養費、退職被保険者等高額療養費でございます。本年度 6,418万 2,000円、前年度に比較をいたしまして 1,102万 2,000円の増でございますが、これも過去6年間の推計値に17年度見込み額の 1.7%アップを見込んだものでございます。

次、その下の18ページでございますが、中ほどの3款老人保健拠出金でございます。老人保健医療費拠出金で、本年度5億 1,357万 4,000円でございますが、前年度に比較をいたしまして 3,393万 9,000円の減でございます。これは保険者負担が、平成18年3月診療から9月まで100分の58が100分の54に、平成18年10月診療から19年の2月までは100分の54が100分の50になることから減額となるものでございます。

次、19ページでございますが、中ほどの6款の保健事業費でございます。疾病予防費、本年度 1,564万 9,000円、前年度と比較をいたしまして 1,230万 5,000円の増でございますけれども、これは13節の委託料 1,052万 7,000円。歳出で、ヘルスアップ事業委託料ということで1,005万1,000円でございます。

このヘルスアップ事業と申しますのは、被保険者の生活習慣病対策を重点的に行い、生活習慣病といいますと主に糖尿病、高血圧、高脂血症、肥満などが上げられますけれども、その生活習慣病の1次予防を中心に位置づけた事業として、個々の被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防を図り、ひいては被保険者のQOL（人が充実感や満足感を持って日常生活を送ることができる）の向上を通じた将来的な医療費の伸びの抑制を図るための事業ということでございまして、平成17年度から本格的に実施されております国庫100%の事業で、助成期間は5年間であります。県内では、

旧坂下町（現中津川市）でモデル事業として平成16年度から実施をしておりますし、新年度におきましては、本市合わせて五つの市町が実施予定と聞いております。主な内容といたしましては、医療費分析事業、健診結果分析事業、健康実態評価事業、この健診実態評価事業は、中間検査といたしまして頸動脈超音波検査を行い、早期の血管の異常を見つけるというものでございます。そのほか、個別健康プログラム作成・実施・評価を行うものであります。この事業は、健康増進課において保健師が指導に当たるということでございます。

次、21ページでございます。

予備費でございますが、本年度 6,700万円、前年度に比較いたしまして 1,110万円の増でございます。

それから施設勘定でございますけれども、33ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございますが、診療収入の入院収入でございますが、1目から6目まででございますが、本年度は休止ということでございまして、前年度に比較をいたしまして 1,481万 1,000円の減となるものでございます。

その下、診療収入の外来収入でございますけれども、1目から5目まで、合わせまして本年度 1億 7,309万 8,000円を見ております。前年度に比較をいたしまして 2,284万 5,000円の増でございますけれども、これは根尾診療所の外来充実による収入増を見込んでおるものでございます。

次に35ページでございますが、中ほどの4款繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金でございますけれども、本年度 1億 1,700万円、前年度に比較をいたしまして 5,570万 7,000円の減でございますが、前年度におきましては根尾診療所における医療機械の更新が主な理由でございます。

次に37ページ、歳出でございますが、総務費の施設管理費、一般管理費でございますが、本年度 1億 9,796万 6,000円、前年度に比較いたしまして 1,855万 1,000円の減でございます。これは3節の職員手当等におきまして 300万円ほどの減になります。これは根尾診療所の宿日直手当、医師と事務員でございますけれども、宿日直手当の減、それから看護師の夜間勤務手当の減ということでございます。それから7節の賃金でございますけれども、ここでは 1,353万 5,000円ほど減になります。これは臨時職員、それから臨時の看護師、それから臨時の医師の賃金、それから調理員、それから介助員の減によるものが主な理由でございます。需用費におきましても 150万ほど減になっております。これは根尾診療所におきます燃料費とか光熱水費の減でございます。

次に39ページでございますが、2款の医業費でございます。医業用機械器具費、本年度 1,817万 6,000円、前年度に比較をいたしまして 3,247万 4,000円の減でございますけれども、前年度の医療機器の更新が主な理由でございます。

次、2目の医療用消耗器材費でございますが、本年度 1,328万円、前年度に比較をいたしまして

305万円の減でございますけれども、これは需用費と委託料におきましてそれぞれ130万、180万の減が主な理由でございます。

次、3目の医療用衛生材料費でございますけれども、本年度 7,846万 5,000円、前年度に比較

をいたしまして 698万 1,000円の増になります。これは外来診療の増に伴う医薬品代が主なものでございます。

その下の給食材料費におきましても 120万 8,000円の減額となるものでございます。

以上が国保会計の詳細説明でございます。

次に、議案第42号 平成18年度本巣市老人保健医療特別会計予算についてでございます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、支払基金交付金、医療費交付金でございます。本年度17億 2,992万 5,000円、前年度に比較をいたしまして1億 358万円の減でございます。保険者負担分の医療給付費及び支援費とも、平成18年3月から9月診療分までが100分の58が100分の54に、平成18年10月から19年2月診療分までが100分の54が12分の6に減ることにより、減額となるものでございます。

次、その下の国庫支出金でございます。国庫負担金の医療費負担金、本年度9億 6,538万 4,000

円、前年度に比較をいたしまして8,238万 6,000円の増でございますが、これは国からの医療費

負担金が医療給付費及び支援費とも、平成18年3月から9月診療分までが600分の168が600分の184に、平成18年10月から19年2月診療分までが600分の184が12分の4に引き上げられることにより、増額となるものでございます。

次、7 ページでございますが、一番上の県支出金でございます。県負担金、医療費負担金でございますが、本年度2億 4,134万 6,000円、前年度に比較をいたしまして2,059万 6,000円の増でございます。これは県からの医療費負担金が医療給付費及び支援費とも、平成18年3月から9月診療分までが600分の42が600分の46に、18年10月から19年2月診療分までは600分の46が12分の1にそれぞれ引き上げられるためによるものでございます。

その下の繰入金でございますが、一般会計繰入金、本年度3億 4,634万 5,000円でございますが、前年度と比較をいたしまして3,215万 3,000円の増でございます。一般会計繰入金の医療費負担分が医療給付費及び支給費とも、平成18年3月から9月診療分までが600分の42が600分の46に、平成18年10月から19年2月診療分までが600分の46が12分の1にそれぞれ引き上げられるために増額となるものでございます。

次、9 ページの歳出でございますけれども、中ほどの2款医療諸費でございます。医療給付費、本年度31億 2,000万円、前年度に比較いたしまして2,000万円の増でございますけれども、国保老人及び社保老人に対する医療給付費負担金の増額によるものでございます。

一番下の予備費でございますけれども、10 ページでございます。本年度1億67万 4,000円、前年度に比較をいたしまして1,193万 5,000円の増でございますが、医療諸費の約3%分を見込んだものでございます。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

議案第43号から議案第46号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 林 賢一君。

○上下水道部長（林 賢一君）

それでは、議案第43号から46号までの説明をさせていただきます。

議案第43号、平成18年度簡易水道特別会計予算の7ページをごらんください。

加入者分担金 110万 2,000円は、15戸分を計上しております。

施設整備費については、前年度と同額となっております。

使用料は、前年度より 110戸増の 3,500戸分 1億 1,460万円を見込んでおります。

8ページをごらんください。

雑入の配水管移設補償費 8,195万円は、根尾、本巢地内の道路改良工事及び下水道管布設工事などに伴う移設補償費でございます。

9ページの簡易水道債は 2,700万円借入れを予定しております。

続きまして10ページをごらんください。

一般管理費は、主に人件費の計上をさせていただいております。管理費 500万円は、消費税の予定支払い額でございます。

11ページをごらんください。

新設改良費の委託料の土地鑑定委託料52万 7,000円は、外山簡易水道の浄水場配水池用地の取得に向けての鑑定料を計上しております。実施設計委託料 1,979万 9,000円は、配水管布設工事の設計委託料でございます。工事請負費の管路布設工事 1億 1,262万 7,000円は、下水道工事などに伴う配水管布設がえ及び拡張工事で、根尾 640メートル、本巢 2,482メートル及び開発に伴う拡張工事 150メートル分を計上しております。予定施工箇所につきましては、予算資料の後に上下水道関係予算資料の施工箇所図を添付させていただいております。根尾地区が資料4、本巢地区が資料5となっております。施設改良工事 870万 2,000円は、根尾、木知原、本巢簡水の配水装置、送水ポンプ、取水ポンプなどの施設改良費でございます。

維持修繕費は、根尾、本巢地域10カ所の簡易水道施設の維持管理費でございます。需用費 4,444万 8,000円は、消耗品、光熱水費及び修繕料で前年度より 239万 9,000円減額となっております。役務費の通信運搬費 264万 4,000円は、主に神海、樽見、神所のマクロ化設備の運転に伴う非常通報の電話料でございます。委託料の簡易水道保守料 2,185万 3,000円は、根尾、本巢水道施設の電気施設保守料などの増に伴い 1,175万 2,000円増加しております。水道水検査委託料 885万 8,000円は、原水、浄水など14地点の水質検査料でございます。

12ページの公債費は、18年度において償還する元利償還額でございます。

続きまして議案第44号、平成18年度農業集落排水特別会計予算書の9ページを見ていただきたいと思っております。

農業費分担金の真正地区受益者分担金は、事業費の5%で 3,320万円を計上しております。加入者加入金は、12戸分の 480万円を計上しております。

各浄化センターの使用料は、前年度より 105戸増の 1,556戸分 8,732万 7,000円を見込んでお

ります。これに伴い、浄化センターの利用率は平均で81.7%になります。

10ページをごらんください。

農業費補助金 5億 285万円は、神海、真正地区の補助金でございます。

11ページをごらんください。

雑入の消費税還付金 2,090万円は、前年度事業に対する還付金でございます。

下水道債は、神海、真正地区の借入額でございます。

12ページの歳出をごらんいただきたいと思っております。

一般管理費は、人件費及び使用料の徴収経費などを計上させていただいております。負担金、補助及び交付金 272万 5,000円は、前年度事業費の増に伴い 152万円増加しております。

下福島地区 310万 1,000円の増額の主なものは、需用費の修繕料で、回分槽の曝気攪拌機のオーバーホール及び委託料の窒素・磷測定器の定期点検整備費の増に伴うものでございます。

13ページをごらんください。

弾正西地区 150万 5,000円の増額の主なものは、需用費の修繕料で、破碎機、脱臭装置などのオーバーホール及び委託料の維持管理費の窒素・磷測定器の点検整備、また汚泥運搬費については処理量の増加に伴うものでございます。

小弾正地区 155万 6,000円の減額の主なものは、需用費の修繕料が減ったことによるものでございます。

14ページの北野・春近地区についても同様に、88万 1,000円減額になっております。

早野地区 239万 7,000円の減額の主なものは、汚泥運搬費で81万 9,000円増加したものの、需用費の修繕料などの減により、減額となっております。

高尾・平野地区 8万円の増額の主なものは、委託料の汚泥運搬費の処理量の増に伴うものでございます。

15ページをごらんください。

東外山地区 158万 8,000円の減額の主なものは、委託料の維持管理費、汚泥運搬費が処理量の増加に伴い 104万 9,000円増加したものの、修繕料、工事請負費、負担金、補助及び交付金などの減により、減額となっております。

日当地区 12万 3,000円の減額の主なものは、汚泥運搬費、工事請負費で38万 8,000円増加したものの、修繕費、負担金、補助及び交付金などの減により、減額となっております。

神海地区の委託料 522万円は、処理場の工事管理料、計画変更委託料及び前年度施工した管路の管理システムへの入力委託料でございます。16ページをごらんください。工事請負費 1億 4,885万円は、中継ポンプ 8カ所及び処理場の工事費でございます。

真正地区の委託料 2,149万 3,000円は、管路工事、処理場の設計及び管理料でございます。工事請負費 6億 3,600万円は、管路工事 2,929メートル及び処理場の工事費でございます。施工箇所については、神海地区が資料 1、真正地区が資料 2 となっております。補償、補填及び賠償金の水道管等移転補償費 3,799万円は、下水道管布設工事に伴う水道管移設工事費で 960メートル分を

計上しております。

17ページの公債費は、18年度分の元利償還金でございます。

続きまして議案第45号、平成18年度公共下水道特別会計予算の9ページをごらんください。

分担金の受益者分担金 2,450万円は、本巢地区の18年度に供用開始する区域の分担金で、70戸を計上しております。

使用料は、前年度より 247戸増の 620戸分 3,252万 8,000円を見込んでおります。これに伴い、供用区域の利用率は60.8%となります。

国庫補助金 8,230万円は、本巢地区に対する補助金でございます。

10ページをごらんください。

県補助金の特定基盤整備推進交付金 1,913万円は、本巢地区の前年度事業に対する交付金であります。

11ページをごらんください。

雑入の消費税還付金 700万円は、前年度事業に対する還付金でございます。

下水道債は、本巢地区の借入額でございます。

12ページの歳出の方でございますが、一般管理費は、人件費及び使用料の徴収経費などがございます。

根尾地区下水道事業費は、事業が完了したことに伴い、浄化センターなどの施設の維持管理費となつてございます。維持管理費 2,856万 3,000円は、窒素・磷測定器の点検整備費の増に伴い、前年度より27万 1,000円増額となっております。汚泥運搬処理費は、前年度より処理量を減らしたことなどにより 131万 3,000円減額となっております。13ページをごらんください。負担金、補助及び交付金47万 5,000円は、供用開始後3年以内に接続される方への補助金で、32戸分を計上しております。

本巢地区下水道事業費の委託料の実施設計委託料 6,300万円は、管路施設 2,200メートル、処理場の汚泥処理槽を増設するための委託料でございます。処理場管理委託料、汚泥運搬・処理委託料は、処理量の増加に伴い、前年度より 431万 6,000円ほど増加しております。工事請負費の管渠布設工事1億 1,500万円は、辻屋、中島地内 2,200メートルの管路の布設及び前年度施工した管路の舗装復旧工事でございます。施工箇所については、資料3のとおりでございます。負担金、補助及び交付金 238万 5,000円は、62戸分の補助金でございます。水道管等移転補償費 6,205万円は、下水道管の布設に伴う移設費で 1,561メートル分を計上しております。

14ページの公債費は、18年度分の元利償還金でございます。

続きまして議案第46号、平成18年度水道事業会計予算でございます。

1ページをごらんください。

第2条の上水道事業の業務予定量は、給水戸数 6,500戸、年間総給水量 250万 1,600立方メートル、1日平均給水量 6,853立方メートルとします。

第4条の資本的支出と収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金と、当年度分消費税と地方

消費税資本的収支調整額で補てんをします。

16ページの資本的収入をごらんください。

給水収益は 6,500戸の 2億 5,517万 1,000円を見込んでおります。受託工事収益 4,780万 1,000

円は、給水装置の新設 315万円及び農業集落排水、道路改良などに伴う布設がえ補償費 4,465万

1,000円を計上しております。

17ページの収益的支出をごらんください。

営業費用の原水及び浄水費 2,224万 3,000円は、糸貫地区 1カ所、真正地区 2カ所の浄水場の電気保守点検、修繕費、薬品費などでございます。配水及び給水費 5,954万 7,000円は、主に原水、浄水などの水質検査、配水管40キロメートルの漏水調査などの委託料及びテレメーターなどの賃借料、修繕費、電気料などの動力費及び配水池取得に伴う補償費でございます。受託工事費 4,780万 2,000円は、給水取り出し15カ所、集落排水に伴う布設がえ 960メートル、道路改良工事に伴う配管の巻き下げ5カ所などの水道管の受託工事でございます。業務費 606万 1,000円は、6,500戸の検針委託料でございます。総係費 3,875万 3,000円は、職員給与費及び水道料金の徴収経費でございます。18ページをごらんください。減価償却費 1億 1,322万 4,000円は、建物、構築物、機械及び装置の減価償却費でございます。資産減耗費 320万 3,000円は、配水ポンプなどの固定資産の除却費用でございます。

営業外費用の支払利息 4,782万 2,000円は、企業債の償還利息でございます。雑支出の 352万 8,000円は、特定収入の仮払消費税の振りかえ分でございます。

19ページの資本的収入をごらんください。

企業債は 3億 4,300万円を見込んでおります。

国庫補助金、県補助金は、本巢簡易水道再編事業に対する補助金でございます。

拡張工事負担金 1,323万円は、給水取り出しに伴う負担金でございます。

新規加入に伴う加入金は、93件 840万円を計上しております。

21ページの資本的支出でございますが、建設改良費の配水設備拡張費 4億 2,731万 5,000円は、糸貫地域で 1,740メートル、真正地域 2,110メートル、本巢地域は、導水管49メートル、浄水場の築造、場内配管、電気計装施設及び配水管 2,425メートルなどの工事及び工事設計委託料でございます。施工箇所については、資料6が本巢地域、資料7が糸貫地域、資料8は真正地域、資料9は本巢浄水場の平面図となっております。配水設備改良費は、糸貫地域の配水改良 390メートル及び浄水場低圧配電、高圧受変電、石神配水ポンプなどの更新工事。真正地区は、軽海地内配水管 100メートルの更新工事でございます。営業設備費は、水道メーターの購入費用で 150戸分でございます。土地購入費 1,050万円は、法林寺に予定しております配水池用地約 1,500平方メートルの取得費でございます。

企業債償還金は、企業債の償還元金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

日程第51 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第51、発議第1号 本巣市議会政務調査費の交付に関する条例についてを議題といたします。

発議第1号については、提出者の説明を求めます。

提出者、13番 瀬川治男君。

○13番（瀬川治男君）

発議第1号について御説明を申し上げます。

お手元に配付してあります条例の案を読み上げさせてもらうのが本旨でございますが、要点だけの説明とさせていただきたいと思っております。

政務調査費の交付対象は、会派（1人の場合を含む）または議員の職にある者に対してであり、月額2万円を4ヵ月ごとの最初の月に交付するものであります。使途としましては、市政の調査・研究活動や議員活動に要する経費であり、規則や申し合わせで定め、議員個人の判断によるものであります。また、年度終了後30日以内に報告書を提出し、残余または条例・規則に違反した場合は返還するものであります。

昨年10月より21人体制の新議会になり、その活性化を図るためには審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、本巣市議会の調査活動基盤の充実を図る観点から、条例を制定するものであります。御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上谷政明君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

政務調査費については、この政務調査費そのものを設置することについては同意をしているわけですが、2点、私は自分なりに疑問に思っていることがあります。

一つは、せんだっての全員協議会において、この月2万円にした根拠については特になんという話があるわけですが、議運の方からもありました。けれども、もともと議会の研修、議員研修という形で予算化されていたそれが今回なくなって、その分を充てるとというのが一つの根拠になるわけだと思っております。そのままでもいいかどうかは別にして、少なくとも一つの根拠にはなるだろうということがあります。

もう1点は、今回提案されたように、例えば非常勤特別職のいろんな審議会等の報酬が7,100円から6,000円に引き下げる提案がなされています。あるいは消防団員の手当も2,800円から

2,000円に引き下げる提案がなされています。そうした状況を見たときに、私は先ほど第1番目に申し上げた根拠との兼ね合いで言えば、やはりそうした住民に理解をしていただくことが2万円では難しいのではないかというふうに考えているわけですが、その点はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

提出者、瀬川治男君。

○13番（瀬川治男君）

過去には議員研修費として組んであった部分もございしますが、それを今回あえてなくして、21人体制の中で調査活動を進めていく段階におきまして、いろいろと審議をしてみました。また、その内部については、2月20日、3月2日の全協でも説明させていただいておりますけれども、金額については研修費を含めた中の月2万円ということで決めております。また、非常勤云々の報酬につきましても今回下がっておりますけれども、21人がしっかり勉強するというのが建前でございまして、責任を持ってその中で議員活動をしていくということで考えております。よろしく願います。

○議長（上谷政明君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

あまり声が出ませんので簡単に申し上げますが、先ほど申し上げたように、先ほど答弁の中でも根拠らしきものが一切語られなかったということがございしますし、一つは、先ほど申し上げたような、いろんな今回の予算で提案されている内容との関係も考えてみたときに、やはり今回の2万円というのは適当ではないというふうに判断しておりますので、反対をしたいと思っています。

○議長（上谷政明君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

反対の討論がございましたので、賛成の討論を行いたいと思います。

この政務調査費の条例そのものについては賛成という御意見の中で、2万円の根拠という論点での反対討論だというふうに理解しております。この2万円の金額は、上限でございます。2万円までしか政務調査費は使うことができないという形での趣旨でございます。ですから、考え方としては、2万円までしか出ないと。その中で、2万円のじゃあ根拠はというお話がございました。議運の話の中では、年間の議員研修費プラス議員の活動費ということで2万円という枠、それは絶対的な根拠はと言われると非常に説明に窮する部分はあったわけでございます。しかしながら、月額2万円使おうが、月額1万円で抑えようが、それは1万円の方は1万円を返していただくという形になりますので、上限枠の2万円ということを決めさせていただいてこの条例化にさせていただいた。高いという御判断をされる方であれば、御自分の判断の中で、2万円以下で抑えて議員活動して使っていただいてもいい形のこの政務調査費でございますので、その点は御理解をいただいて、皆さん方に賛成いただけるようお願いすると同時に、賛成討論とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第1号 本巣市議会政務調査費の交付に関する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第52 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第52、発議第2号 地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項についてを議題といたします。

発議第2号については、提出者の説明を求めます。

提出者、10番 中村重光君。

○10番（中村重光君）

発議第2号について御説明申し上げます。

お手元に配付してあります専決処分事項を読み上げるのが本旨ですが、重点だけ説明をさせていただきます。

第1項では、定められた特定財源の範囲内で100万円未満の歳入歳出予算の補正をすることです。特に寄附金の場合、寄附された方に対し、市として迅速な対応を図るためであります。

第2項では、市の義務に属する損害賠償の額の決定で、特に交通事故に係るものにあつては、万一事故が発生した場合、早急に話し合い、早期に賠償金の支払いを目的とするものであります。

仮に話し合いがついても、支払いがおくれれば被害者の感情を損ねるおそれがあるため、専決処分を委任するものであります。

第3項は、議決した契約金額を100分の5を超えない範囲内（当該金額が750万円を超える場合には750万円以内）において変更することであり、執行事務の合理化、能率化等を図るためであります。

以上、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、市長においてこれを専決処分にすることができるという地方自治法第180条第1項の規定に基づき、提案するものであります。御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

この件についても2点、私は思っていることがあります。

一つは、今、三つのケースを言われました。長年議員をやってきて、その三つのケースすべての経験をしてきておりますけれども、それぞれの場合において、専決を委任していなかったから非常に不都合が生じたという経験がありません。したがって、あえて179条でなくてこういう形での専決を委任しなければならないという理由が私はわからないというのが一つと、もう一つは、今年の6月議会だったと思いますけれども、議会制度の改善に関する意見書を議会で議決いたしました。これは議会の権限をもっと広げてくれという趣旨ですね。その6月議会のときの中身としてはこのことは入っておりませんが、根本的な考え方としては、議会権限の拡大ということがいろんな形でうたわれている、その中の一部分を意見書として昨年6月に上げたと思うんですね。そのことからすれば、こういう形で専決処分の枠を広げるということは、それに逆行することになるのではないかという疑問を持っていますが、どうでしょうか。

○議長（上谷政明君）

提出者、中村重光君。

○10番（中村重光君）

先ほど1項から3項についての具体的な事項について御説明をいたしました。前日の全協等々でも細かく皆様方に御意見をお伺いし、この趣旨の説明をしておりますので、御理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第2号 地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項については、原案のとおり可決することに決定しました。

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

明日3月8日午前9時から全員協議会を開催しますので、御参集ください。

なお、3月8日から12日までは休会とし、3月13日午前9時より本会議を開催しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後4時06分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員